

案

ふじのくに若い翼プラン

- 第4期静岡県子ども・若者計画 -

素案

令和4年 月

静岡県

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本県では、静岡県総合計画及び静岡県教育振興基本計画等の関連分野の計画を踏まえながら、「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プランー第3期静岡県子ども・若者計画ー」を2018（平成30）年に策定し、子供・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援していくための施策を展開してきました。

第3期計画の期間は、2021（令和3）年度までであることから、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づき、2021年4月に策定された、国の子供・若者育成支援推進大綱を勘案し、静岡県の新ビジョン後期アクションプランや教育振興基本計画等の関連分野の計画を踏まえながら、本計画を策定しました。

また、本計画は、外部有識者からなる静岡県青少年問題協議会において協議いただいたほか、県民意見提出手続き（パブリックコメント）、青少年団体との意見交換を実施し、広範な意見を取り入れながら、青少年行政に関する総合的かつ基本的な施策を樹立し、青少年対策の効果的な実施を促進するために設置されている静岡県青少年対策本部で策定しました。

(2) 計画期間 2022（令和4）～2025（令和7）年度の4年間

(3) 計画の位置付け

ア 「子ども・若者育成支援推進法」第9条による「都道府県子ども・若者計画」で、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案したもの

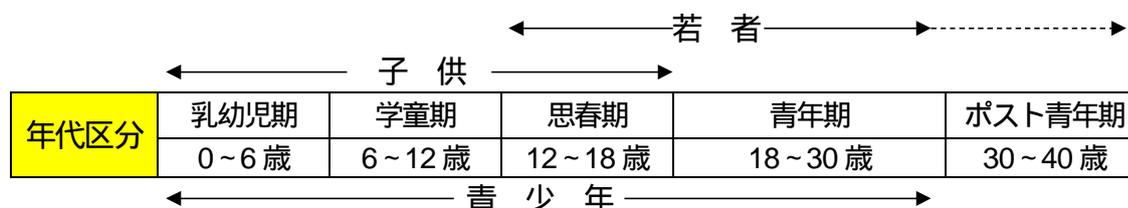
イ 静岡県の新ビジョン後期アクションプランや教育振興基本計画のもと、子供・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための分野別計画

<「子ども・若者育成支援推進法」第9条>

都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（都道府県子ども・若者計画）を作成するよう努めるものとする。

(4) 計画の対象

本計画の子供・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満の者としませんが、施策によっては、ポスト青年期の40歳未満の者も対象とします。なお、本計画では、「子供・若者」という用語を使用しますが、この計画の対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語を併用します。



< 「子供・若者育成支援推進大綱」による青少年、子供、若者の定義 >

青少年・・・乳幼児期から青年期までの者

子供・・・乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者・・・思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする

乳幼児期・・・義務教育年齢に達するまで

学童期・・・小学生

思春期・・・中学生からおおむね18歳まで

青年期・・・おおむね18歳からおおむね30歳未満まで

ポスト青年期・・・青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

2 計画の理念と方針

(1) 基本理念

すべての子供・若者が「有徳の人」として能力を発揮できる社会の実現

本県では、静岡県の新ビジョンにおいて「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』づくり」を基本理念に掲げて県政運営に取り組んでいます。また、これを受け、「静岡県教育振興基本計画」では、美しい“ふじのくに”の礎となる人材を育成するため、「有徳の人」の育成を基本目標としています。

そこで、子供・若者育成支援推進法による「都道府県子供・若者計画」として、子供・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を推進する本計画は、「すべての子供・若者が「有徳の人」として能力を発揮できる社会の実現」を基本理念とします。

(2) 基本方針

本計画では、2021年4月に策定された、国の子供・若者育成支援推進大綱を勘案し、基本方針を3つから5つにするなど、前計画から項目の見直しを図りました。

1	すべての子供・若者の健やかな成長に向けた支援 すべての子供・若者の幸せ(Well-being)の実現を目指し、時代の変化にしなやかに対応しながら、健やかに自立して生き抜くことができる資質能力の育成を目指します。
2	困難を有する子供・若者やその家族への支援 すべての子供・若者が社会で活躍することができるよう、誰一人取り残さずに、困難を有する子供・若者とその家族に対する支援を行うことを目指します。
3	夢の実現を目指す子供・若者の支援 学術・文化・スポーツなど様々な子供・若者の資質能力の育成による有徳の人づくりを目指します。
4	子供・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援 子供・若者の育成に携わる専門的人材、地域の大人など、育成を支える担い手の養成、それぞれの連携・協働による継続的な活動を支援します。
5	子供・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備 子供・若者を取り巻く「場」が安全安心な成長の場であるよう、環境の整備と地域づくりを進めます。

(3) 施策の展開の特徴

不登校やひきこもりの増加、長期化により、相談体制の一層の充実が必要です。また、生産年齢人口、子供・若者人口の減少により、地域活動の担い手の養成も必要となります。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、青少年活動への支援や困難を抱える子供・若者とその家族に対する支援の充実を図ります。

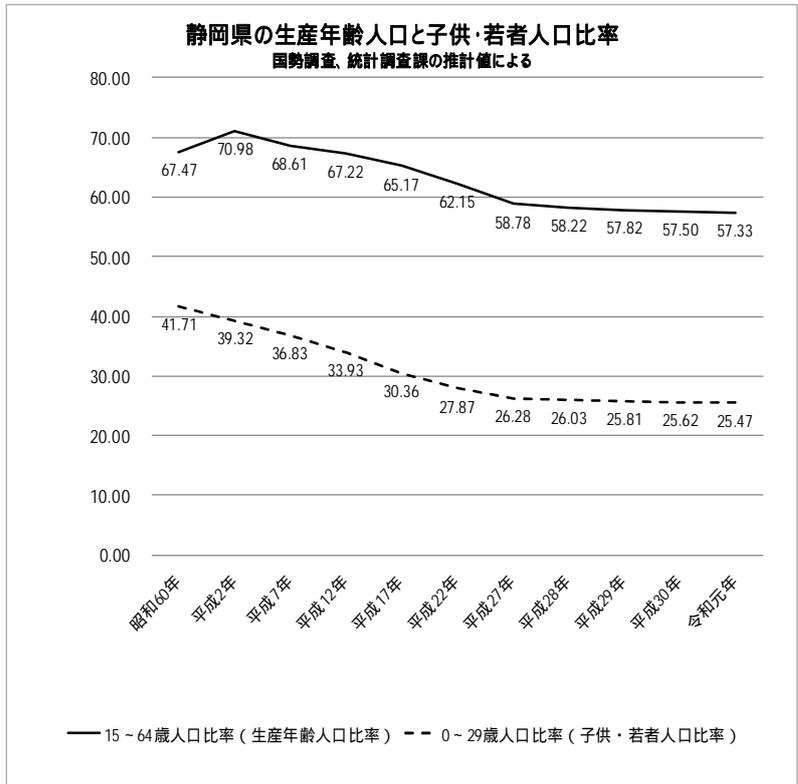
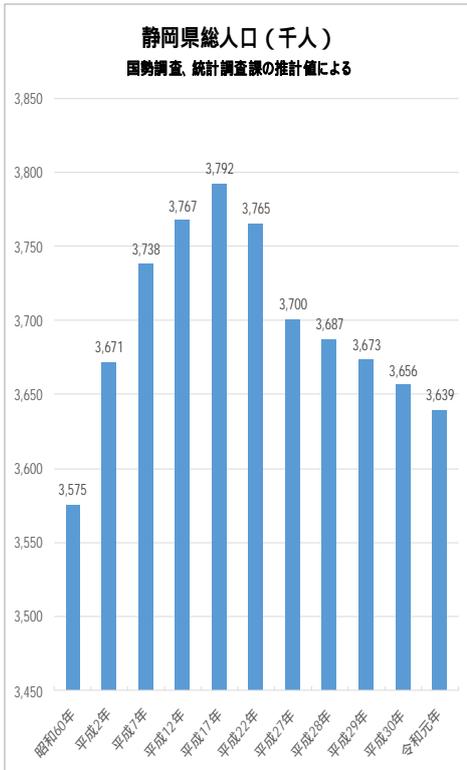
言計画の体系 (計画期間：2022(令和4)～2025(令和7)年度)

基本理念	基本方針	施策の展開	計画の推進に向けて
<p>すべての子供・若者が「有徳の人」として能力を發揮できる社会の実現</p>	<p>基本方針 1</p> <p>すべての子供・若者の健やかな成長に向けた支援</p>	<p>1.1 自己形成のための支援</p> <p>1.1.1 日常生活能力の向上</p> <p>1.1.2 学力の向上と大学教育等の充実</p> <p>1.2 健康と安全・安心の確保</p> <p>1.2.1 相談体制の充実といじめ、非行の防止</p> <p>1.2.2 健康教育の推進と健康の確保・増進等</p> <p>1.2.3 被害防止等のための教育・啓発</p> <p>1.3 若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援</p> <p>1.3.1 職業能力の習得と就労支援の充実</p> <p>1.3.2 社会形成への参画支援</p>	<p>(1) 全庁体制による取組の推進</p>
	<p>基本方針 2</p> <p>困難を有する子供・若者やその家族の支援</p>	<p>2.1 重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実</p> <p>2.1.1 重層的な支援ネットワークの構築</p> <p>2.1.2 アウトリーチの充実</p> <p>2.2 困難な状況ごとの支援</p> <p>2.2.1 ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援と子供の貧困問題への対応</p> <p>2.2.2 障害等のある子供・若者の支援</p> <p>2.2.3 立ち直り支援と犯罪被害者支援、被害防止と保護</p> <p>2.2.4 特に配慮が必要な子供・若者の支援</p>	<p>(2) 社会総がかりによる取組の推進</p>
	<p>基本方針 3</p> <p>夢の実現を目指す子供・若者の支援</p>	<p>3.1 グローバル社会で活躍する人材の育成</p> <p>3.1.1 地域についての学びの充実</p> <p>3.1.2 国際交流と海外留学の促進</p> <p>3.1.3 ESDの推進</p> <p>3.1.4 専門性を高める教育の充実</p> <p>3.2 スポーツと文化芸術活動の振興</p> <p>3.2.1 競技者と芸術家の育成</p> <p>3.2.2 障害者のスポーツと文化芸術活動の振興</p>	<p>(3) 地域の実情に応じた子供・若者育成支援体制の整備</p>
	<p>基本方針 4</p> <p>子供・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援</p>	<p>4.1 多様な担い手の養成・支援</p> <p>4.1.1 指導者や協力者等の養成</p> <p>4.1.2 学生ボランティア、青年ボランティアによる相談・支援</p> <p>4.2 教員の資質能力の向上</p> <p>4.2.1 授業力の向上</p> <p>4.2.2 生徒指導力の向上</p>	<p>(4) 数値目標(指標)の設定と進捗管理</p>
	<p>基本方針 5</p> <p>子供・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備</p>	<p>5.1 地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実</p> <p>5.1.1 家庭教育支援</p> <p>5.1.2 地域づくりの推進と地域全体で子供を育む環境の整備</p> <p>5.1.3 子育て支援の充実</p> <p>5.2 良好な社会環境の整備</p> <p>5.2.1 社会環境の整備</p> <p>5.2.2 ネット依存や依存症等への対応</p>	

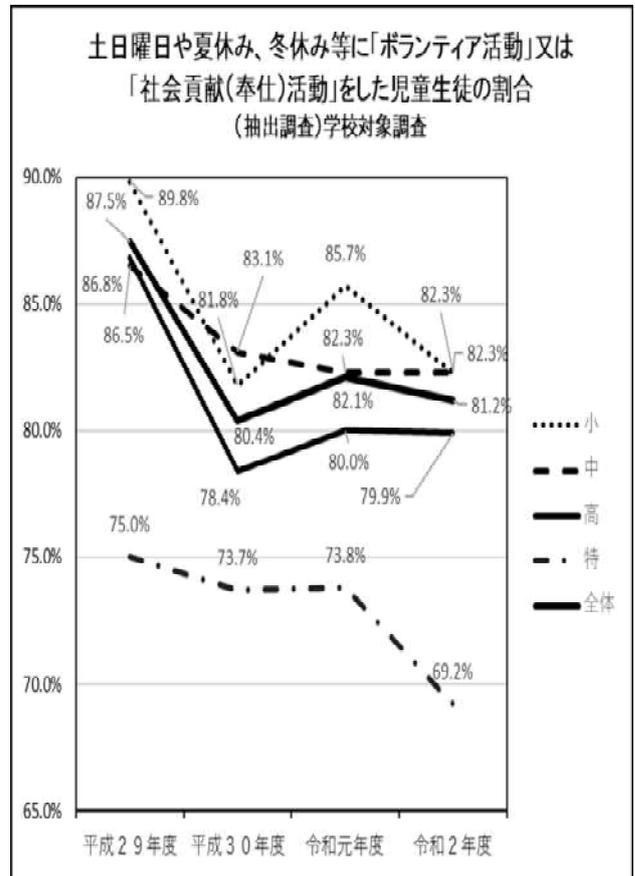
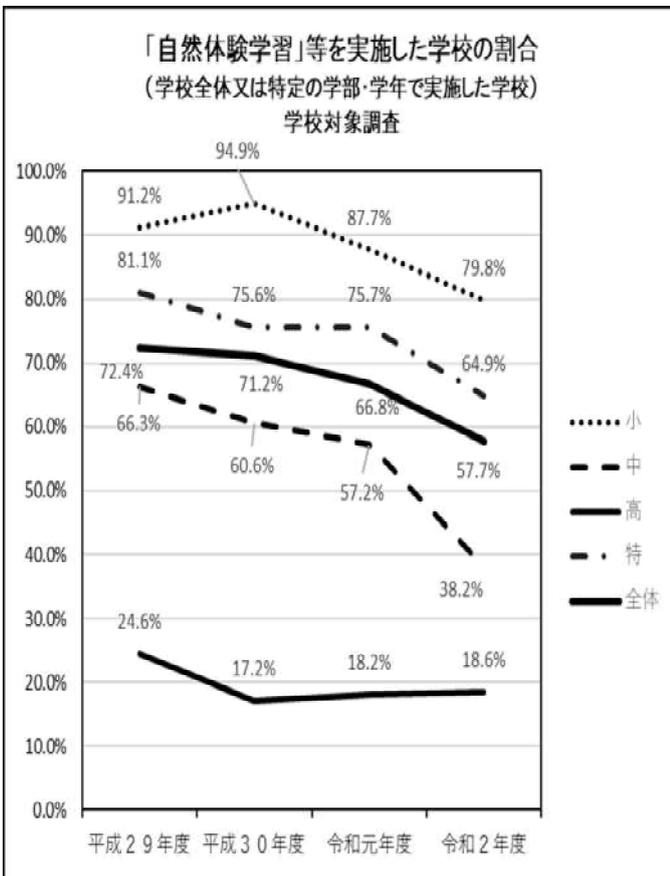
第2章

子供・若者の状況

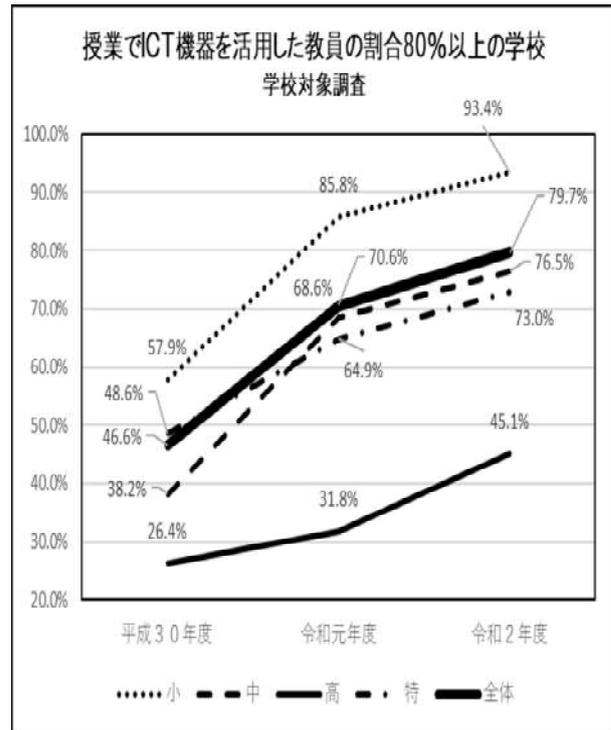
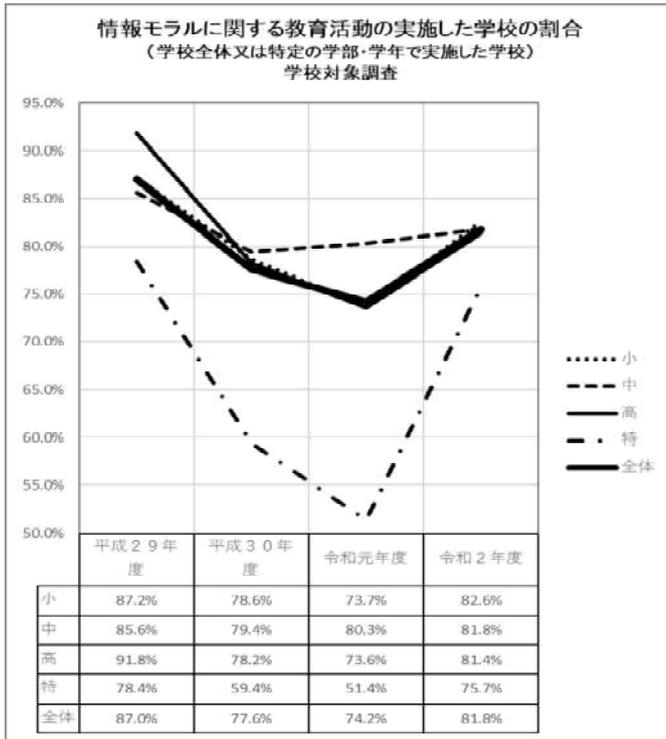
1 静岡県の人口



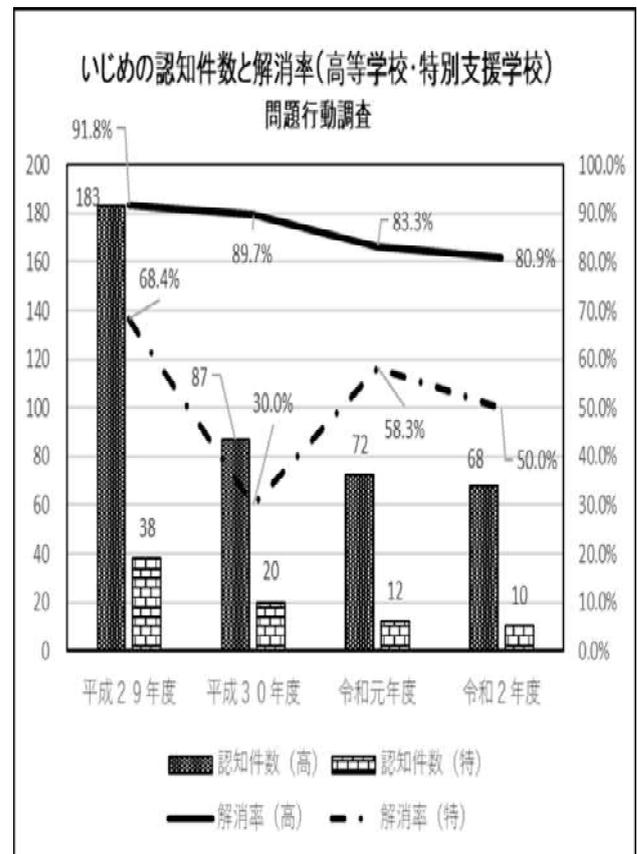
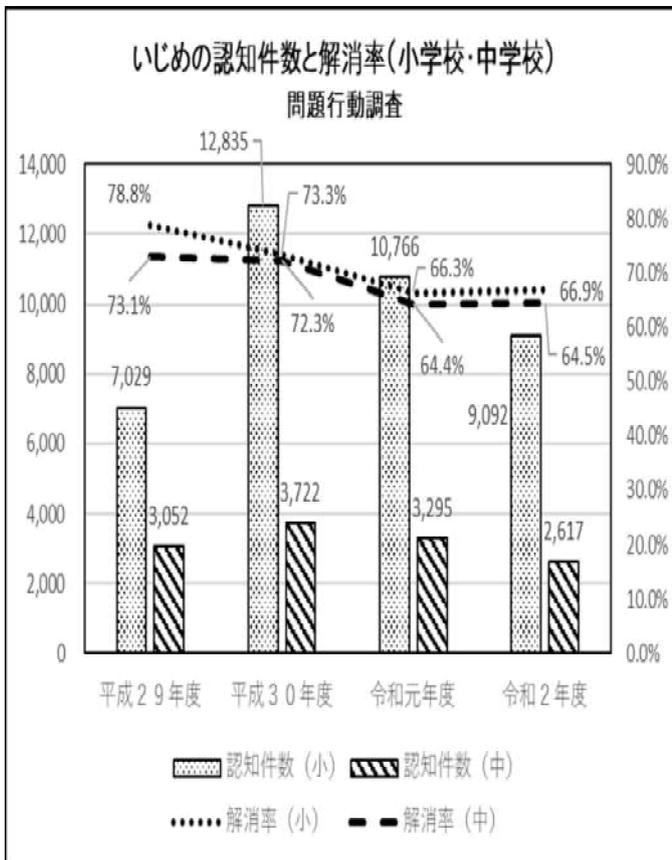
2 自然体験活動・ボランティア活動や社会貢献活動

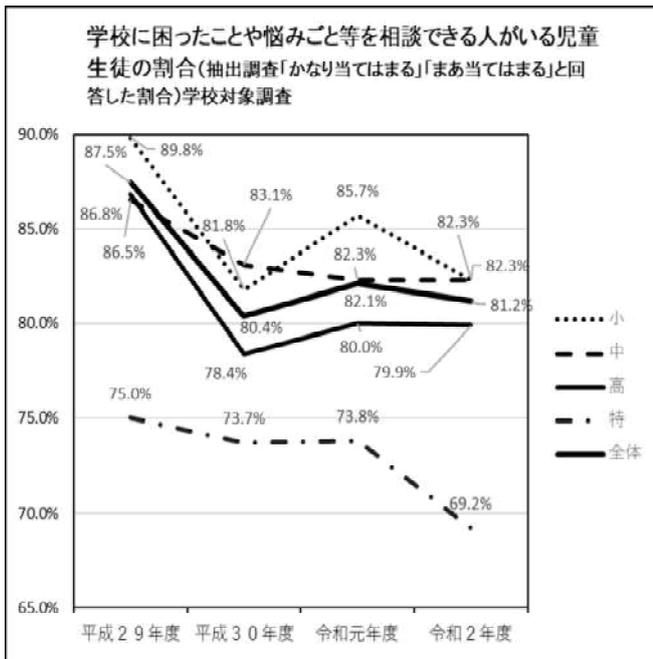


3 情報モラル教育、教員のICT機器の活用

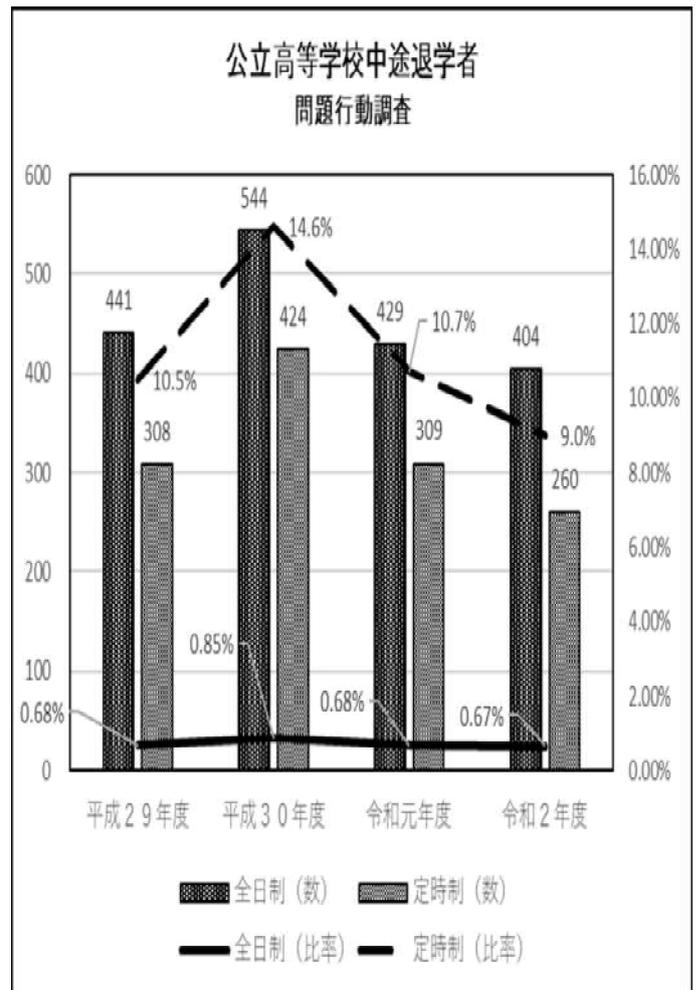
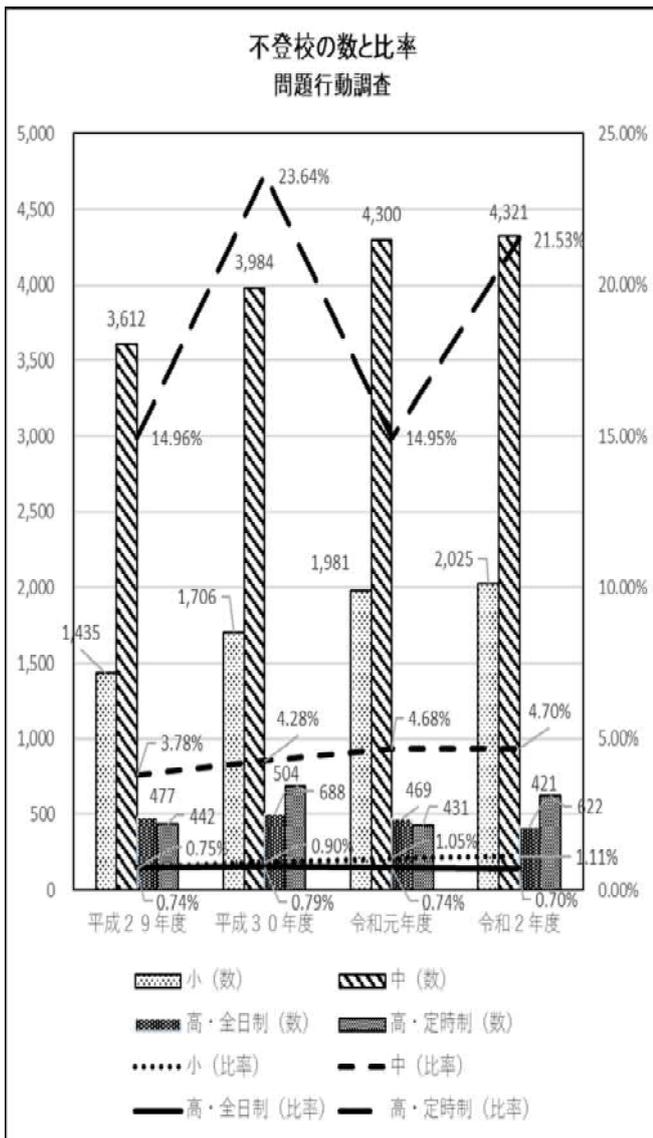


4 いじめ問題の状況





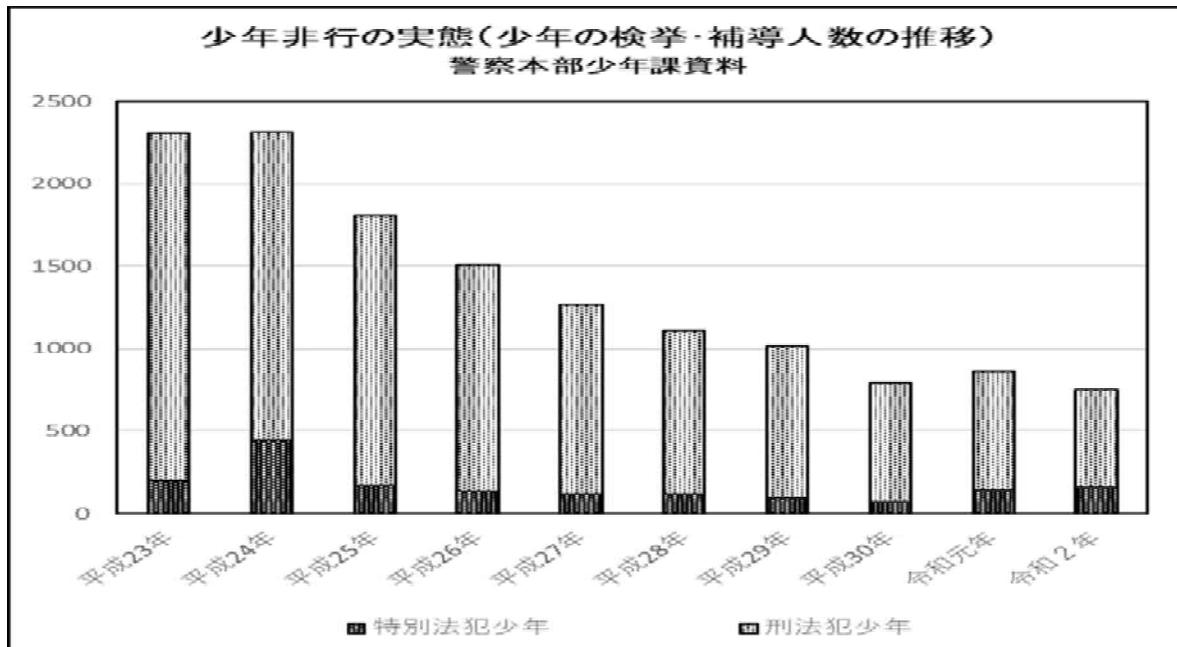
5 不登校、中途退学者(公立高等学校)の状況



6 ひきこもりの状況

ひきこもりの状況		
全国(内閣府推計)		7年以上のひきこもりの比率
平成21年(15～39歳)	69.6万人	16.9%
平成27年(15～39歳)	54.1万人	34.7%
平成30年(40～64歳)	61.3万人	46.7%
静岡県推計値 約3.2万人(61.3万人からの推計)		
静岡県(健康福祉部)調査		10年以上のひきこもりの比率
令和元年(15～64歳)	2,082人	49.1%
民生委員等が現在ひきこもり状態にあることを認識している方の人数		

7 少年非行の概況



	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
総数	2,307	2,316	1,808	1,505	1,264	1,105	1,017	788	863	749
刑法犯少年	2,109	1,872	1,641	1,367	1,147	987	928	721	720	593
犯罪少年	1,824	1,605	1,405	1,108	928	808	678	559	528	442
触法少年	285	267	236	259	219	179	250	162	192	151
特別法犯少年	198	444	167	138	117	118	89	67	143	156
犯罪少年	182	225	146	132	103	101	76	63	131	150
触法少年	16	219	21	6	14	17	13	4	12	6

刑法犯少年…凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯など刑法に規定する罪で検挙・補導された少年(一部罪種を除く。一部法令違反を含む。)

特別法犯少年…刑法犯少年以外で、刑罰法令に規定する罪で検挙・補導された少年(一部罪種を除く。)

犯罪少年…罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年…14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

基本方針1 すべての子供・若者の健やかな成長に向けた支援

すべての子供・若者の幸せ（Well-being）の実現を目指し、時代の変化にしなやかに対応しながら、健やかに自立して生き抜くことができる資質能力の育成を目指します。

1.1 自己形成のための支援

数値目標（指標）

数値目標（指標）のうち、数値目標を静岡県総合計画、静岡県教育振興基本計画、ふじさんっこ応援プランのいずれかに掲載しているものは、表の右端に示しています。（総・・・総合計画、教・・・教育振興基本計画、ふ・・・ふじさんっこ応援プラン）

指標通番	項目と施策	指標	基準値 (計画策定時の最新値)	目標値 (2025(令和7)年(度)末)	掲載計画
(1)	1.1.1.1	困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合	(2021年度) 33.0%	40%	総
(2)	1.1.1.1	人権教育に関する校内研修(会議・資料回覧・打ち合わせ等による情報共有を含む)を実施した学校の割合	新規指標	小 100% 中 100% 高 100% 特 100%	教
(3)	1.1.1.1	「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の割合	(2019年度) 小 83.7% 中 77.6%	小 80.0% 中 78.5%	—
(4)	1.1.1.2	1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合	(2021年度) 41.6%	75%	総
(5)	1.1.1.2	県内施設・大会等でスポーツをする人・観る人の人数	(2019年度) 14,344,670人	16,500,000人	総
(6)	1.1.1.2	富士山の世界文化遺産としての顕著な普遍的価値を理解している人の割合	(2020年度) 441件	50%	総教
(7)	1.1.1.2	新体力テストで全国平均を上回る種目の割合	(2020年度) 小 53.1% 中 63.0% 高 92.6%	小 100% 中 100% 高 100%	—
(8)	1.1.1.3	県民の公立図書館利用登録率	(2020年度) 49.3%	52%	総教
(9)	1.1.1.3	静岡県生涯学習情報発信システム「まなぼっと」ユーザー数	(2020年度) 16,355人	毎年度 20,000人	教
(10)	1.1.2.2	授業にICTを活用して指導できる教員の割合(習熟度別学習や協働学習等、児童生徒の理解度を高めるための専門的な活用)	(2019年度) 64.8%	100%	総教
(11)	1.1.2.5	ふじのくに地域・大学コンソーシアム等による地域課題解決提案数	(2017~2020年度) 累計 101件	(2022年~2025年度) 累計 100件	総教

1.1.1 日常生活能力の向上

1.1.1.1 人権擁護や規範意識、自他を尊重する意識や態度の育成

人権啓発、人権教育、人権侵害・人権侵犯に対応する取組の充実を図ることで、不当な偏見・差別をなくし、人権擁護の意識、規範意識、コミュニケーション能力、自他を尊重する意識と態度、思いやりの心を育むことで、多様性を認め合い、「心のバリアフリー」の実現を目指します。【県民生活課、男女共同参画課、私学振興課、地域福祉課、障害福祉課、教育政策課、義務教育課、高校教育課】

高齢化の進行や障害のある人の社会参加等の様々な社会の変化に適応し、多様性を尊重した共生社会を実現するため、広報や講座実施等を通じて、ユニバーサルデザインの理念の普及と、県民一人ひとりが相手の立場に立って思いやりある行動ができる「心のUD(ユニバーサルデザイン)」の促進を図っていきます。

男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント等は人権侵害であるとの認識を広く浸透させるため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)中にパープルライトアップ(公共施設)や広報看板設置(県庁本館前)を実施します。また、県内企業・団体に、パープルライトアップやパープルリボンの着用等啓発を呼びかけます。また、性暴力及びパートナー間における暴力に関する講座を実施します。性の多様性に関する理解を促進するための研修や啓発を推進するとともに、性的指向及び性自認を理由に困難を抱える人を支援するための相談・支援体制の整備や行政サービスの見直し等を行っていきます。

障害のある人や障害に対する正しい理解を広めるため、障害者差別解消推進県民会議の開催や、好事例に対する表彰、若年層に対する理解促進等に取り組みます。

各学校における人権教育を推進するため、人権教育担当者研修会の実施や人権教育研究指定校への支援、教員向け指導資料「人権教育の手引き」の作成等に取り組んでいます。今後も、研修内容の充実、研究指定校の成果の普及、学校のニーズを踏まえた「人権教育の手引き」の作成等を通じて人権教育のさらなる充実を図り、自他を尊重する意識と態度を育成します。

国の事業中止に伴い、各学校の道徳教育推進教師を対象としたオンデマンド研修に変更し、学習指導要領が示す指導の基本方針等の理解を図りました。今後、カリキュラム・マネジメントや小中連携等の視点からの道徳教育を推進していきます。研修会等を通じて、「人間関係プログラム」の積極的な活用を呼び掛けてきました。引き続き、活用を呼びかけ、各学校において互いを尊重する気持ちや対人関係スキルを育むようにしていきます。

高校生版「人間関係づくりプログラム」冊子、ワークシートを作成・配布し、総合教育センターが中心となって研修に活用しています。適切な人間関係を築く手法等の獲得を図ります。

主な取組と対象年代(核となる対象年代 影響のある年代)		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
1	「ユニバーサルデザイン出前講座」や「心のUD実践講座」の実施					
2	男女共同参画に関する意識啓発の推進					
3	性の多様性の理解促進を目的とした講座等の実施					
4	性的マイノリティを対象とした電話相談や交流会の実施					
5	人権教育の手引き(人権教育指導資料)の作成・活用					
6	出前人権講座、講演会・研修会等の開催					
7	テレビ・ラジオCMの放映、SNSによる情報発信、駅や店舗へのポスターの掲示等					

8	【再掲あり】「声かけサポーター」の養成					
9	団体等が実施する「合理的配慮の提供」の研修等への支援					
10	人権教育研究指定校における研究の推進と成果の普及					
11	教職員等を対象とした男女共同参画に関する研修の実施					
12	教職員等を対象とした性の多様性に関する研修の実施					
13	道徳教育推進を目的としたオンデマンドによる研修会の実施					
14	人間関係づくりプログラムの活用促進					

1.1.1.2 自然体験・文化・スポーツ活動の推進

ふじのくにの豊かな自然や文化に触れる多様な体験活動、学校や地域における体力向上の取組の実施・支援を通じて、豊かな人間性、社会性、自己肯定感や自己有用感などが高まるよう支援します。【環境ふれあい課、文化政策課、スポーツ政策課、富士山世界遺産課、お茶振興課、高校教育課、健康体育課、社会教育課】

自然と直接ふれあう場や体験学習の機会を提供するため、県有自然ふれあい施設等の適切な管理・運営を行うとともに、自然体験プログラムの充実を図ります。

子どもたちの文化に触れる機会を拡充し感性を育み、教育機関と連携して、文化の担い手や支える人材を育成することが必要です。県や県文化施設が実施する子ども向け文化教育事業を一体的に体系づけ、「文化教育プログラム」として実施します。また、教育委員会と連携して学校へ周知することにより、子どもたちの鑑賞・体験機会の増加を図ります。

県民に夢と希望、感動を与えることができる県内出身アスリートの発掘・育成が求められています。ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピックといった大規模スポーツイベントの開催での実績を継承し、ラグビー及び自転車競技・文化の普及を進めると共に、その他のスポーツも含めた大会、合宿の誘致等を推進することが求められています。国内外で活躍するアスリートを育成し、県民の関心喚起や理解促進により、スポーツ文化を醸成します。ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピックなどのレガシーを活用して、スポーツによる国内外の交流を拡大します。

地域の文化の象徴、世界に誇る財産として、富士山と韮山反射炉の保存管理を着実に実行するとともに、県民意識を醸成し、顕著な普遍的価値を後世に継承します。

ふじのくに茶の都ミュージアムは、小中学校等の施設利用や体験学習を受け入れていますが、受入には新型コロナウイルス感染症等のリスクがあるため、子供や若者が楽しく学べる場を提供していくための対策の徹底が課題です。今後も引き続き、お茶の魅力を伝え関心を高めるため、県の愛飲条例に基づき、県教育委員会と連携して小中学校等の施設利用を積極的に受け入れていきます。

高校生の文化活動の健全な発展と資質の向上を目指すと共に、芸術文化活動の振興を図ります。

小学校3年生以上を対象に「新体力テスト」を実施し、県内小中高校生の体力の現状と課題を把握しています。小学生の体力低下が課題であるため、「体力アップコンテスト」の実施を通して運動習慣の定着と体力の向上を図っています。新体力テストは継続して実施します。体力向上HP「しずおか元気っ子ラボ」を有効利用し、教員や子供たちの運動に対する意識を高めるよう周知を図ります。「体力アップコンテスト」の参加者が増えるよう、種目の見直し、充実を図ります。

次代を担う心身たくましい青少年を育成するため、県内の青少年団体に、青少年育成事業の委託、補助金の交付を行っています。また、青少年育成会議では、青少年育成県民運動の積極的な展開のため、申請があった正会員団体に対して、予算の範囲内で補助金の交付を行っています。青少年教育施設においては、学校をはじめとする利用団体の受入れのほか、周辺の自然環境を生かした主催事業を実施し、体験活動の機会を提供しました。引き続き、施設の適切な管理のほか、各施設の立地条件等を生かした特色ある体験活動の提供により、利用者の目的にあった効果的な活動を推進し、

利用団体数の増加につなげます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
15	指定管理者による民間のノウハウを活かした「県立森林公園」、「県民の森」の運営や自然体験プログラムの提供					
16	【再掲あり】富士山の日運動の推進					
17	【再掲あり】世界遺産富士山・蘆山反射炉に関する県民講座の実施					
18	しずおかスポーツフェスティバル、県民スポーツ・レクリエーション祭の開催					
19	地域スポーツクラブ間の情報交換等を行う交流事業の実施					
20	県内幼稚園・保育所及び商業施設等における親子運動遊びプログラムの普及啓発					
21	【再掲あり】ふじのくに茶の都ミュージアム 小中学校等の施設利用や体験学習の積極的な受入					
22	【再掲あり】高等学校文化連盟と連携した高校生の文化活動の推進					
23	【再掲あり】スポーツ人材バンクの利用による地域人材の活用促進					
24	「新体力テスト」、「体力アップコンテストしずおか」の実施					
25	【再掲あり】青少年団体に対する活動支援（次代を担う青少年育成事業）					
26	【再掲あり】静岡県青少年育成会議による健全育成に係る県民運動推進事業					
27	青少年教育施設の管理・運営・指導					

1.1.1.3 読書活動と生涯学習の推進

県民一人一人が、生涯を通じて読書を楽しむ習慣を確立した「読書県しずおか」の構築に向け、成長過程に応じた「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等に取り組みます。また、多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習充実の取組を進めます。【長寿政策課、社会教育課、中央図書館、総合教育センター】

2020（令和2）年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、高齢者と子どもが直接ふれあうことが難しい状況にあったことから、制約のある中での取組にならざるを得ない状況がありました。今後は、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、安全性を確保した上で交流活動を実施し、高齢者がこれまで培った特技や技術などを子育て支援に生かしていきます。

読書習慣の基礎を身につける時期にある乳幼児やその保護者、不読率の高い中高生世代への啓発を図るため、子ども読書アドバイザーの活用、読書ガイドブックの作成・配布、高等学校ビブリオバトルの実施を軸にした読書活動の推進に重点的に取り組みます。

学校・家庭・地域総がかりで子どもの読書活動推進に取り組み、生涯にわたる読書習慣の基礎となる子どもの読書習慣の定着を図るため、県立中央図書館（子ども図書研究室）を中核とした県内図書館や子どもの読書活動に関わる団体の支援等を行います。

行政機関・NPO・企業・大学等との連携により、生涯学習関連講座・イベントの情報を収集し、静岡県生涯学習情報発信システム（まなぼっと）により一元的に発信しています。行政機関・NPO・企業・大学等との連携により、学習ニーズの多様化・高度化に対応した講座情報を提供します。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
28	【再掲あり】老人クラブと連携した世代間交流の促進					

29	子ども読書アドバイザーを活用した乳幼児期やその保護者への読書活動の推進					
30	成長過程に応じた読書ガイドブック作成・配付					
31	高校生を対象としたビブリオバトルの開催					
32	学校図書館の機能強化と活用推進					
33	静岡県生涯学習情報発信システム「まなぼっと」の運営					
34	県立中央図書館（子ども図書研究室）を中核とした県内図書館、子供の読書活動に関わる団体等の支援					
35	県内図書館職員を対象とした研修の開催、運営相談					

1.1.2 学力の向上と大学教育等の充実

1.1.2.1 新学習指導要領の実施

知識及び技能の習得や、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点からの不断の授業改善を推進します。【高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター】

これまでの教育実践の蓄積を活かし、予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力の育成を図ります。

2019（令和元）年から毎年、教務主任を対象とした研修会で新学習指導要領での指導のポイントなどについて伝達を行ってきています。そうした中で、3つの観点を取り入れた目標設定やP D C Aに基づく授業づくりが少しずつ浸透してきています。今後も、こうした取り組みによる授業改善を推進する中で、教育課程を見直し、特色ある学校づくりとつなげていくことができるよう、教務主任連絡協議会で働きかけを行っていきます。

新学習指導要領で求められている資質・能力の育成に向け、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。（小中）（特支）子どもの発達を支える長期的な視点に立って、資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と学習評価の充実を推進します。（高校）

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
36	「社会に開かれた教育課程」の実施					
37	教員対象研修の実施 推薦研修「主体的・対話的で深い学び」を支える授業研究（令和6年度まで）（小中・高校・特支）／高等学校定期訪問（高校）／教育課程研究集会（高校）／年次別研修（教科別研修）（小中）／各教科に関する希望研修（小中）／特別支援学校定期訪問（特支）					

1.1.2.2 学校教育の情報化

G I G Aスクール構想に関連して、児童・生徒の情報活用能力の育成、教職員のI C T活用指導力の向上とともに教職員の負担軽減を目指します。【教育政策課、特別支援教育課、総合教育センター】

社会の急激な変化の中においても、多様な子どもたちを誰一人取り残さない教育を推進するため、デジタル技術を活用した学習や働き方の新しいスタイルとなる「スクールD X」を推進します。

教職員のICT活用指導力において個人差がある現状を踏まえ、GIGAスクール構想とICT活用に関する研修においては、基礎編と発展編に分けて実施することで、教職員のICT活用指導力の向上を図ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅での学習の必要性が高まったことからGIGAスクール構想が前倒しになり、1人1台端末の整備を行いました。2021（令和3）年度の秋頃にセットアップが完了し、様々な学習場面での使用が少しずつ進んでいくものとみられます。どのような場面で効果的に活用できるか等について、各校にアンケートを実施し、収集した結果について共有することで、活用の促進を図っていきます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
38	情報教育に関する研修・情報モラルに関する研修等の実施					
39	GIGAスクール構想とICT機器を活用した授業実践研修（基礎編・発展編）					

1.1.2.3 学校におけるきめ細かな指導の充実

すべての子供の学びの機会の保障、小中学校段階の学習内容の確実な習得を前提に、少人数学級（小集団）編成や協働的な学習、個に応じた丁寧で柔軟な指導の実施等を通じ、学力の向上を図るとともに、高等学校における、小中学校段階の学習内容について学び直しの機会を充実させます。
【義務教育課、高校教育課】

小中学校全学年において、2019（令和元）年度に下限撤廃を完了させ、静岡式35人学級編成は完成しました。小学校英語専科教員60人及び小学校専科教員（英語以外）81人、さらに非常勤講師を目的に応じて配置しました。今後の国の動向に注視しながら、基礎定数及び国加配等を有効に活用し、適正配置に努めます。

地域に在住する退職教員・大学生等の人材を活用して、放課後等に学習指導や教員の指導力向上支援、進路選択支援等の取組を行うことにより、生徒の学習意欲の向上と学力の定着を図ります。また、学校の実情に応じて、学習内容や進路指導等を工夫することにより、個に応じた指導の充実させます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
40	35人以下学級編成の完全実施					
41	非常勤講師の適正配置、小学校への専科指導教員の配置					
42	放課後学習支援の実施					

1.1.2.4 特色や魅力ある高等学校教育の実現

魅力ある高校づくりを推進するため、国の普通科改革を踏まえて、生徒の学習意欲を喚起し、多様な教育ニーズに応える特色や魅力のある教育活動を推進します。【高校教育課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
43	オンリーワン・ハイスクール事業					

1.1.2.5 魅力ある高等教育の振興

高等教育機関が、高度な技術や専門的な知識を有する多様な人材を育成し、地域社会の発展に寄与していくため、産業界や地方自治体と教育機関、教育機関同士の連携を推進し、高等教育機関における教育・研究機能を充実させ、地域に貢献できる人材を育成します。【大学課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
44	教育・研究活動のグローバルな展開、地域社会との連携強化などを支援					
45	「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」の大学間、企業、地方公共団体、高校等との連携事業を支援					

1.2 健康と安全・安心の確保

数値目標（指標）

指標通番	項目と施策	指 標	基 準 値 (計画策定時の最新値)	目 標 値 (2025(令和7)年(度)末)	掲載計画
(12)	1.2.1.3	スクールカウンセラーへの相談件数	(2020年度) 小 57,145 件 中 54,131 件 高 5,642 件 特 1,958 件	小 60,000 件 中 55,000 件 高 5,800 件 特 2,000 件	—
(13)	1.2.1.5	SNS に起因する子供の性被害防止に向けた非行防止教室の開催数	(5年平均) 956 回	毎年 1,100 回以上	総
(14)	1.2.2.1	「食の都」づくりに関する表彰数	(2018～2020年度) 累計 62 個人・団体	(2022～2025年度) 累計 70 個人・団体	総
(15)	1.2.2.1	栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児児童生徒の割合	(2020年度) 幼 39.1% 小 46.8% 中 47.3% 高 48.7%	幼 50% 小 55% 中 50% 高 50%	教
(16)	1.2.2.2	薬物乱用防止に関する講習会未開催校数	(2020年度) 21 校	0 校	総
(17)	1.2.3.1	静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座受講者数	(2020年度) 11,048 人	毎年度 30,000 人	—
(18)	1.2.3.1	児童生徒の年間交通事故死傷者数	(2020年) 1,988 人	2,500 人	教
(19)	1.2.3.1	地域で行われる防災訓練の児童生徒参加率	(2019年度) 58%	70%	総 教
(20)	1.2.3.1	刑法犯認知件数	(2020年) 15,370 件	12,000 件以下	総
(21)	1.2.3.3	労働法セミナー受講者数	(2020年度) 369 人	毎年度 450 人	総
(22)	1.2.3.4	消費生活相談における被害額	(2020年度) 329 千円/人	280 千円/人以下	総

1.2.1 相談体制の充実といじめ、非行の防止

1.2.1.1 相談窓口の充実、相談支援の強化

困難を有する子供・若者とその家族が適切に相談を行うことができるよう、相談しやすい体制づくりを進め、各種相談窓口の充実、相談支援の強化を図ります。【男女共同参画課、こども家庭課、障害福祉課、社会教育課、総合教育センター、少年課】

静岡県男女共同参画センター「あざれあ」では、家族や夫婦などの悩みについて、女性相談、男性相談を実施します。

子どもや保護者等からの電話相談に対応するため、中央児童相談所に家庭支援電話相談のキーステーションを設置し、若者が抱える思春期特有の悩みに関する相談について、思春期健康相談室を整備しています。電話相談等支援専門員による技術支援により家庭支援電話相談員の専門性の向上を図り、中学生や高校生に思春期健康相談室の周知を図り利用を促進します。

県内の自殺者は、減少傾向にある一方で、若年層の自殺者は、横ばい又は増加傾向であることを踏まえ、若者が多く利用するSNSを活用したLINE相談の実施等、世代ごとに対応した各種相談窓口の充実を図ります。

多様な相談に対応できるよう、ふじのくにアイマップ登録団体数を増やします。増刷しながら県内の各機関へ配布し、多くの方々を相談支援へ繋げていきます。また、困難を有する子供若者支援の一層の充実を図るため、子ども・若者育成支援推進法第13条による子ども・若者総合相談センター（青少年センター（仮））の設置に向けた調査研究を関係機関、民間団体等と協力を得ながら進めます。

面接相談は、感染防止対策を徹底し担当者による電話相談や、オンラインも活用するなど状況に合わせて相談方法を選べるように体制を整備します。「24時間子供SOSダイヤル」の緊急連絡等外部機関との連携の在り方を見直し、より速やかに対応できるように整理します。

少年相談窓口として少年サポートセンターの業務について、県警ホームページ等で広報を行い、県民に対して周知を図ります。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	若くは青年期
46	男女共同参画センターにおける相談の実施					
47	家庭支援電話相談の実施（子ども・家庭110番）					
48	思春期健康相談室の運営					
49	こころの健康についての電話相談の実施（こころの電話等）					
50	SNSを活用したLINE相談の実施					
51	【再掲あり】不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会の開催					
52	青少年センター（子ども・若者総合相談センター）の設置に向けた調査研究					
53	総合教育センターにおける教育相談の実施					
54	少年相談の対応 6～19歳					

1.2.1.2 学校における相談体制の充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用等、相談体制の整備を支援するとともに、外部機関と連携し、チーム学校として相談体制の整備や教職員の対応能力の向上に取り組みます。【私学振興課、障害福祉課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、総合教育センター】

学校等における危機発生時には、児童生徒や職員等への早期のこころのケアが重要であることから、専門職員を速やかに現場へ派遣できるよう体制を整備するとともに、技術的アドバイス等により、関係者の実施するこころの健康管理対策を支援します。

2021（令和3）年度、スクールカウンセラーを全中学校区を支援できる形で、スクールソーシャルワーカーを全33市町に配置するとともに、資質向上のためのスキルアップ研修会を4回行いました。今後もスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに任用者数及び配置時間数の拡充を図るとともに、資質向上を目指した研修会を引き続き実施していきます。

スクールカウンセラーについては、拠点校25校に配置し、各高等学校の要請に応じて派遣しています。スクールソーシャルワーカーについては、拠点校6校に配置しています。心の健康問題について、カウンセリングを必要とする生徒が増加傾向にあるとともに、心の健康問題に起因するいじめ、不登校等に対する専門的な知見に基づく支援の必要性が高く、配置校の拡充を図っていきます。全教場を対象とし、スクールカウンセラーを拠点校配置しました。個別カウンセリングが有効な児童生徒や保護者の相談等に適切に対応するために、校内体制を整えるとともに教育委員会でQ&A集を作成して、効果的なスクールカウンセラーの活用を促しています。こうした様々な試みにより、今後も、教職員の対応能力の向上に取り組みます。

チーム学校として相談体制の整備と不登校児童生徒や保護者に対する教職員の対応能力の向上に向けた研修を実施します。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	若人青年期
55	私立学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進					
56	こころの緊急支援チームの派遣					
57	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置					
58	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会の開催					
59	スクールカウンセラー連絡協議会の開催					
60	希望研修「不登校におけるチーム支援の在り方」の実施					

1.2.1.3 いじめ防止対策

いじめ防止対策推進法や「いじめの防止等のための基本的な方針」などを踏まえ、未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を促進します。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

研修会等において、積極的ないじめ認知や法に基づく対応についての働きかけ、学校における教育相談の充実や教職員の対応能力の向上等に取り組みました。今後も各学校において、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながるよう働きかけや支援を行っていきます。

インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するため、監視調査を行い、いじめ問題等の早期発見、早期対応、早期解決等に努めています。調査及び分析結果の学校への報告及び研修会等の開催により、インターネットを通じて行われるいじめ問題等の現状について教員の理解を深め、その資質向上を図ります。

いじめ防止対策推進法を踏まえ、各校においてアンケート調査やカウンセラーによる相談等を実施

しています。また、生徒指導担当者連絡会などの機会を通じて、いじめ対策のための組織を招集し、組織的な働きが行えるように確認や話し合いの機会をもつように働きかけたり、人権についての研修を行ったりしています。今後も、いじめに対する教職員の意識改革を推し進めるように研修会等を通じた発信に取り組みます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
61	生徒指導主事研修会におけるインターネットを介した生徒指導事案に関する情報共有					
62	スクールネットパトロールの実施					

1.2.1.4 非行の防止

学校と連携し、少年の非行防止、SNS に起因する性被害を始めとした犯罪被害の防止に向けた非行防止教室を引き続き開催します。また、学校、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導により、少年の非行・犯罪被害防止を推進します。学校警察連絡協議会の開催、スクールサポーターによる学校訪問等を通じて、少年の非行・犯罪被害防止を推進します。また、不良行為少年等に対し、少年が抱える問題等の解消に向けた継続した指導を行い、非行防止を図ります。【少年課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
63	【再掲あり】児童・生徒に対する非行・被害防止教室の開催 6～18歳					
64	街頭補導活動の実施等 6～19歳					
65	学校警察連絡協議会の開催、スクールサポーターの配置 6～19歳					
66	不良行為少年に対する継続補導等の推進 6～19歳					

1.2.2 健康教育の推進と健康の確保・増進等

1.2.2.1 食育の推進

県内の豊かな食文化の普及啓発を進めるとともに、食育を通じて、子供・若者の生活リズムを向上させ、よりよい生活習慣の定着を目指します。【健康増進課、マーケティング課、地域農業課、お茶振興課、健康体育課】

朝食を毎日食べている人の割合は、幼児・児童・生徒では100%に近いのですが、成人では、他の年代と比べて若い世代において低くなっています。また、栄養バランスに配慮した食生活を実践している成人は半数以下となっています。子どもの頃からの食についての正しい知識を身に付け、健全な食生活を実践する食育を推進し、特に、働く世代に対しては、事業所や関係団体と連携して推進します。

静岡の食と食文化に関心を持ち、将来、食文化の活性化に関わる人材を育成するため、仕事人や生産者を講師に若者に対し、味覚の育成や静岡の食文化を学ぶ授業を実施します。

県内での県産食材の消費拡大を図るため、地産地消に取り組む企業へ広報物を提供します。また、食農教育に関する専門的かつ幅広い知識を有する指導者育成講座等の開催や高校生への地場産物に対する知識を深めるとともに、地場産物を使った学校給食を小学生に提供します。

小・中学校において、家庭や地域と連携し、静岡茶を飲む機会を提供するとともに、お茶のおいしさや機能性、静岡茶の産地や文化などの理解を深める食育の機会を確保することにより、静岡茶の愛飲を一層推進します。

朝食の摂取率は全体で97.2%となっていますが、栄養バランスのとれた朝食の摂取については、年齢別で高校生は上昇傾向にあるものの、小学生は下降、幼児・中学生で横ばいの状況となっています。朝食の摂取は、家庭環境の影響が大きいと考えられることから、家庭と連携した食に関する取組が必要となります。啓発リーフレット「朝ごはん食べていますか？」の積極的な活用を指導するとともに、学校での食育を充実させるため、研修により栄養教諭等の資質向上を図り、学校教育の中で食に関する指導を継続していくとともに、家庭と連携した食に関する取組を検討していきます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
67	ライフステージごとの食育の推進、市町等への支援					
68	静岡型食文化の活性化への取組推進					
69	食と農の輪推進事業					
70	児童生徒への静岡茶愛飲の取組推進					
71	食育啓発リーフレット「朝ごはん食べていますか？」の配布、活用					

1.2.2.2 健康教育の推進と健康課題への対応

性感染症などの疾病予防、未成年者の飲酒・喫煙などの防止に向けた取組を進めるとともに、子供・若者が心の健康に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識等を身に付けられるよう取組を進めたり、高校生段階の生徒に保育や介護の体験の機会を提供したりします。また、薬物乱用防止に向け、児童・生徒・大学生、指導者、支援者に対する教育、広報啓発活動の一層の強化を図ったり、相談窓口の周知や依存者やその家族への支援など、再乱用防止のための取組を推進します。

【私学振興課、こども家庭課、障害福祉課、感染症対策課、健康増進課、薬事課、高校教育課、健康体育課】

思春期の男女が、一般的な健康や病気の相談のほか、性に関係することについても気軽に相談できるよう、助産師・保健師の専門相談員や同世代のカウンセラーが相談に応じる場を提供します。各健康福祉センターが学校や企業等の要望に応じ、妊娠出産に関する正しい知識や情報を提供するために出前講座等を実施します。中学生や高校生へ思春期相談室の周知を図るなど、若者の利用を促進します。

薬物や飲酒に伴うリスクに関する普及啓発を行い、薬物依存やアルコール健康障害の発生を予防するとともに、関係機関との連携を強化することで、相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備を進めます。摂食障害については、摂食障害に係る正しい知識の普及並びに外来診療の充実を進めるとともに、県下各拠点との連携により、地域連携医療体制の構築に向けて取り組めます。

保健所において、中高生を対象とした思春期講座を開催し、正しい知識の普及を行うとともに、エイズピアカウンセラー養成講座を開催し、日常生活の中でエイズ等に関する正しい知識を普及していく中高生を養成しています。また、県内全保健所にて、夜間を含むHIV、梅毒等性感染症の検査を実施している。また、電話・来所での問合せや相談に対応し、情報提供を行うとともに不安の解消を図っていきます。

学校、関係団体、関係部署の連携により、小中高生に対する講座や教材配布等の継続的な取組等、防煙教育が進められています。また、健康増進法及び静岡県受動喫煙防止条例により、受動喫煙を

防ぐための環境整備が図られるとともに、受動喫煙防止に対する県民の意識が高まっています。引き続き、子供たちがたばこの害について知る機会を作るとともに、子供の受動喫煙の機会を減らすよう、啓発に取り組みます。

薬物乱用防止のため、オンライン等を活用しながら、小・中・高校生を対象とした薬学講座及び大学生等を対象とした薬物乱用防止講習会を開催するほか、未開催校に対して、関係機関と連携し、講習会開催の働き掛けを行います。若者中心に増加傾向にある大麻乱用について、大麻の危険性等の正しい知識の普及に取り組みます。

保育・介護体験実習を県立高等学校の全日制の課程（分校を含む。）及び三島長陵高等学校、静岡中央高等学校、浜松大平台高等学校の定時制の課程（夜間は除く。）において、原則として第1学年で実施しています。各校の報告書から、子供や高齢者の理解、コミュニケーション能力の育成など、思いやりの心を育むことに役立っていることが実証されているため、今後も実施率100%を目標に取り組みしていきます。

近年、覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物が比較的手軽に入手でき、しかも罪悪感が薄れていることから青少年の薬物乱用が深刻な問題となっているため、児童生徒の発達段階に応じて、薬物に関しての知識や意識を高めることを目的に、健康福祉部、県警と連携し、薬学講座等の取組を実施していきます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
72	私立高等学校への保育・介護体験実習の促進					
73	県立高等学校での保育・介護体験実習の実施					
74	【再掲あり】思春期健康相談室「ピアーズ ポケット」の運営					
75	【再掲あり】高等学校や大学などにおける出前講座の開催					
76	アルコール健康障害に関する普及啓発や相談支援の実施					
77	摂食障害に係る講演会や家族教室等の開催並びに医療機関への研修会の実施					
78	【再掲あり】中・高での思春期講座、エイズピアカウンセラー養成講座の開催					
79	HIV・梅毒・性器クラミジア・肝炎ウイルスの検査・相談体制の整備					
80	たばこの害や受動喫煙防止に関する普及啓発の実施					
81	小・中・高校生を対象とした薬学講座の開催					
82	大学生等を対象とした薬物乱用防止講習会の開催					

1.2.2.3 安全で安心な妊娠・出産・育児等への対応

成育基本法を踏まえ、安全で安心な妊娠、出産、産後、子育ての支援の充実をはかるとともに、予期せぬ妊娠による悩みや不安を抱える若年妊婦等の支援を進めます。SNSを活用し、家族の悩みを抱える子どもや子育ての悩みを抱える保護者等の相談したい気持ちに応える「しずおかこども・家庭相談」を開設します。また、地域におけるすべての子どもと家庭の相談に対応する「子ども家庭総合支援」について未設置市町への設置支援や既設置市町への運営支援を行っていきます。さらに各健康福祉センターが学校や企業等の要望に応じ、妊娠出産に関する正しい知識や情報を提供するために出前講座等を実施します。【こども家庭課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
82	「しずおかこども家庭相談」や「思いがけない妊娠相談窓口（妊娠SOS）」による相談対応の実施					
83	市町子ども家庭総合支援拠点設置への支援					
75	【再掲】高等学校や大学などにおける出前講座の開催					

1.2.3 被害防止等のための教育・啓発

1.2.3.1 生命を大切にす教育、安全教育と防犯まちづくり

県民の安全意識、防犯意識を高め、生命の尊さ、自他を尊重する教育を推進するとともに、犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自他の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型を含めた安全教育の充実、地域の自主防犯活動の促進を図ります。また、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為の加害者にも被害者にもならないための予防啓発を図ります。【危機情報課、くらし交通安全課、男女共同参画課、地域福祉課、特別支援教育課、健康体育課、生活安全企画課、人身安全対策課、少年課】

地域防災力の維持・向上のためには、若年世代への防災啓発が重要であり、地域防災の次代の担い手として小学校4年生から高校3年生までの児童生徒を対象に「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座」を実施します。

刑法犯認知件数が減少する一方、不審者事案が後を絶たず、地域の防犯力を高める取組が求められていることから、地域の自主的防犯活動を促進するため、防犯まちづくりに関する講座の開催や、防犯活動に資する情報の発信を行います。また、犯罪被害を防止するため、見守り活動を推進するとともに、子どもが自らの身を守る方法を学ぶ「子どもの体験型防犯講座」等の防犯講座の開催を推進します。

大学生、専門学校生及び高校生を対象に、デートDV防止出前講座を実施します。併せて、啓発リーフレットを活用し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発を行います。

各校において、スモーク体験や仮設トイレ体験などをとりいれ、様々な想定の下に避難訓練を実施しました。また、リーフレットの配付や近すぎない距離感でのコミュニケーションの取り方など具体的な方法での指導に取組みにより、DV、ストーカー行為の加害者にも被害者にもならないための指導に努めています。今後も、生徒指導担当者連絡協議会の機会などを通じて情報発信に努めます。児童生徒の年間交通事故死傷者数は、各種講習会や交通安全教室の実施、関係機関・団体との連携等の成果により減少傾向にあります。なお、2020（令和2）年に関しては、新型コロナウイルス感染症による学校の休業措置に伴い、交通事故件数及び死傷者数は大幅に減少しました。発達段階に応じた交通安全教育を、関係機関・団体と連携しながら体系的に推進するとともに、全ての学校で質の高い学校安全の取組を推進できる指導力の確保を図ります。地域で行われる防災訓練には、中学生が高い参加率を維持している一方で、保護者の参加の有無に影響を受ける小学生の参加率が低く、計画期間を通じて目標値を下回りました。小学生の参加を促していくとともに、防災対策における自助・共助の重要性が指摘される中、地域防災の担い手として即戦力としての活躍が期待される中高生の参加率の向上に引き続き努めます。

犯罪の取締り、街頭での警察活動など警察が主体となった取組と地域住民等による自主防犯パトロールなど関係機関・団体等が主体となった取組を展開し、県民の安全・安心の確保に努めます。

DVやストーカーの被害者の中には、加害者が身近な者である等の理由により警察への相談をため

らう方もいるため、早期に警察に相談できるよう、防犯教室やコミュニティラジオへの出演、広報紙の配付などを通じて警察の相談窓口や援助の内容等について周知を図ります。また、警告を受けてもなお、ストーカー行為に及ぶ加害者には精神科医等と連携した精神医学的治療を推進し、再発防止を図ります。

インターネット上に氾濫する違法・有害情報に対し、サイバーパトロールと併せて取締りを強化し、子供の犯罪被害防止を図ります。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
84	【再掲あり】ふじのくにジュニア防災土養成講座の開催					
85	中・高1年生全員に自転車ルールマナー「副読本」の配布					
86	高校で事故事件犠牲者パネル展等の開催					
87	防犯まちづくり講座の開催、街頭キャンペーンの実施、パンフレット等の配布					
88	【再掲あり】子供の体験型防犯講座の講師養成					
89	デートDV防止の啓発					
90	【再掲あり】民生委員・児童委員活動の支援					
91	生徒指導主事研修会における、人権教育や犯罪被害やDV、ストーカー行為等の加害者にも被害者にもならないための啓発的な研修の充実					
92	高校生の二輪車グッドマナー講習会の開催					
93	交通安全教育指導者研修会の開催					
94	【再掲あり】「防災教育推進のための連絡会議」の開催					
95	【再掲あり】児童生徒等の地域の防災訓練への参加促進					
96	関係機関、団体等とのネットワークの整備・拡充と防犯活動に必要な不審者情報や身近な犯罪発生状況等の「エスピーくん安心メール」や「ツイッター」によるタイムリーな発信					
97	県弁護士会等の関係機関と連携によるDV被害者の問題解決の取組					
98	【再掲あり】サイバーパトロールの実施					

1.2.3.2 情報モラル教育

子供・若者に、情報社会に生きる主体者としての安全で適切な考え方や態度が身につくことを支援するとともに、インターネット空間における犯罪防止に向けた啓発や教育に取り組みます。【高校教育課、特別支援教育課、少年課】

県内全ての県立高校(定時制や分校を含む。)において、専門業者に委託しスクールネットパトロールを行っており、毎月1回の定期報告があり、高校教育課を通じて各学校へ連絡しています。書込み等の削除指導や、各校における全校集会又は学級等での注意喚起等を通じて、トラブルの予防と拡大防止に取り組みます。

SNSでの犯罪被害の報告が寄せられていることから、SNS被害やデートDVについて講話の機会を設けたことで、学校でSNS利用について生徒と話し合ったり、スマートフォンの使い方やルールについて親子で考える機会を設けたりした学校がありました。授業の事例など具体的な取り組みを集約し、各校での実践に役立てることができるように努めます。

学校と連携し、少年の非行防止、SNSに起因する性被害を始めとした犯罪被害の防止に向けた非行防止教室を開催します。また、子供の性被害根絶プログラムに基づき、被害実態の把握と取締りの強化、被害児童の早期発見・支援のほか、保護者等に対する性被害防止のための広報啓発活動を推進します。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
62	【再掲】スクールネットパトロールの実施					
99	生徒指導連絡協議会における情報共有					
63	【再掲】児童・生徒に対する非行・被害防止教室の開催 6～18歳					
100	【再掲あり】子供の性被害根絶プログラムの推進 6～19歳					

1.2.3.3 労働者の権利保護

労働関係法令等、労働者の権利に関する知識を身に付け、適切に活用できるようにするための教育・啓発を推進します。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人々の仕事や生活のスタイルが大きく変化し、場所にとらわれない働き方の実践や、副業・兼業や短時間正社員など、多様な働き方が注目されています。多様な働き方のルールや労働関係法令に関する正しい知識の普及に取り組みます。【労働雇用政策課、会計支援課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
101	【再掲あり】アドバイザー派遣による職場環境づくりの支援					
102	労働法セミナーの開催、中小企業労働相談所での相談対応					
103	県の契約制度のあり方検討、関係機関等との調整、取組の実施					

1.2.3.4 消費者教育と成年年齢引き下げへの対応

成年年齢引下げに対応し、消費者トラブルの被害者にも加害者にもならない、自立した消費者を育成する消費者教育に取り組みます。特に学校教育においては、学習指導要領を踏まえ、成年年齢引下げとデジタル化の進展に対応した教育を推進します。【県民生活課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課】

成年年齢の引下げによる若者の消費者トラブルが懸念されているため、若者への消費者教育を強化します。また、デジタル化の進展など、急速に変化する状況においても適切な消費行動をとれるよう、消費者が安全・安心な消費生活に必要な知識を習得できる消費者教育の場を提供します。

国家及び社会の形成者として必要な政治や選挙への関心を高め、政治的教養を豊かにするための教育の充実を図ります。また、教育基本法等に定める学校の政治的中立を確保するとともに、関係法令を遵守した指導が行われなければならないことから、各学校における政治的教養の教育の充実を推進します。

高等部の生徒を中心に家庭科や公民科等で消費者教育の学習を行いました。また、高校生出前講座や消費者教育教材「社会への扉」の活用等を通して、トラブル対処の実践例やデジタル社会のモラルやマナー等を学んでいます。今後も、自立した消費者を育成する消費者教育に取り組んでいきます。

未就学児・児童生徒の消費者トラブルについては、保護者への消費者教育や啓発が有効です。県民生活課と連携して、家庭教育支援員や保護者会等を通じて、保護者に消費者教育に関する情報を提供します。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
104	消費者教育出前講座の実施					
105	高校生消費者教育出前講座の実施					
106	消費者教育の担い手の養成					
107	【再掲あり】政治的教養の教育の全体計画作成					
108	選挙管理委員会と連携した出前講座や模擬投票の実施					
109	県民生活課と連携による、家庭教育支援員等を通じた情報提供					

1.3 若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援

数値目標（指標）

指標通番	項目と施策	指標	基準値 (計画策定時の最新値)	目標値 (2025(令和7)年(度)末)	掲載計画
(23)	1.3.1.1	新規就農者数	(2020年度) 291人	300人/年	教
(24)	1.3.1.1	林業への新規就業者	(2020年度) 81人	100人	—
(25)	1.3.1.1	漁業高等学園卒業後の新規就業者数	(2020年度) 16人	15人	—
(26)	1.3.1.1	WAZAチャレンジ教室参加者数	(2020年度) 1,926人	毎年度 2,400人	総
(27)	1.3.1.1	児童生徒に望ましい勤労観・職業観を育む教育を実施した学校の割合	(2020年度) 小98.1% 中100% 高90.2% 特100%	小100% 中100% 高100% 特100%	総教
(28)	1.3.1.2	県内出身大学生のUターン就職率	(2019年度) 35.3%	38%	総
(29)	1.3.1.3	一般労働者の年間総実労働時間	(2019年度) 2,006時間	毎年度 2,006時間以下	総
(30)	1.3.2.1	地域社会等でボランティア活動に参加したことがある児童生徒の割合	(2020年度) 小22.7% 中32.3%	小45% 中65%	教
(31)	1.3.2.1	わたしの主張に作文を提出した中学生数	(2021年度) 12,300人	13,000人	教
(32)	1.3.2.2	献血者確保目標人数に対する献血受付者数の割合	(2020年度) 99%	100%	総

1.3.1 職業能力の習得と就労支援の充実

1.3.1.1 キャリア教育と職業能力開発

子供・若者自身がキャリアプランニングの視点を持ち、勤労観や職業観を養い、職業的自立に資する能力・態度を身につけるための、インターンシップ等の体験的学習を含めた職業教育を、地域や産業界との連携を深めながら推進します。また、就業に必要な知識・技能の習得に向けた職業訓

練等の機会の確保を支援します。【介護保険課、地域医療課、農業ビジネス課、林業振興課、水産振興課、産業イノベーション推進課、労働雇用政策課、職業能力開発課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

医学科への進学を目指す県内の高校生等を対象としたころざし育成セミナーにおいて、実際の医療現場や医療従事者に接する機会を提供しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、今後どのような形式で実施していくかが課題です。将来の本県医療を支える人材を育成するため、本セミナーにおいて、高校生等に実際の医療現場や医療従事者に接する機会を提供することで、進路選択への意識を高めていきます。

農業経営体数は大幅に減少しており、高齢化も著しく進展し、担い手の確保などが課題となっていることから、青年等の新規就農を促進するとともに、県立農林環境専門職大学において、高い技術や経営管理能力を持った人材の育成に取り組みます。

林業に関する出前講座や就業ガイダンス、インターンシップ等の実施により、林業への新規就業を促進します。

第3期期間中に定員増や設備更新等の拡充策を実施しました。また、コロナ禍においてオンラインを活用した授業や入学者募集に取り組み、影響を最小限にとどめました。今後も、技術修得や資格取得のための教育に力を入れるとともに、課題となる入学者確保のために引き続き情報発信に取り組むことで、優れた漁業人材の継続的な輩出を図ります。

各研究所の見学や体験を通して地域産業に関する学習の支援をします。

県ものづくり競技大会の競技課題を高校生ものづくりコンテストの課題に対応させてコンテストでの上位入賞を支援しています。WAZAチャレンジ教室は小中学校等に加え公共施設や民間店舗、児童館等、開催場所の裾野を広げ、充実を図っています。WAZAチャレンジ教室は実績のない市町教育委員会等への働きかけや民間企業等との連携を継続して実施場所の拡大を進める。技能マイスター出前講座は実施校のアンケート結果を活用し事業の効果をアピールするとともに、技能マイスターの新規認定により講座の充実を図っていきます。2021（令和3）年4月に県立工科短期大学校を開校した。静岡キャンパスの旧施設の解体工事及び新校舎の新築工事を行うとともに、学生募集、入学試験を実施しました。県立工科短期大学校の円滑な運営に努めるとともに、静岡キャンパスの講堂・実習棟等の施設整備を進めます。

「キャリア教育研修会」において、キャリア教育は全教育活動を通して行うものであること、主体的に学びに向かう力を育み自己実現につなぐものとしてのキャリア・パスポートを使用することなどについて研修をしています。今後は、子供たちが自己の変容や成長を実感できる、キャリア・パスポートの効果的な活用についての研修を実施し、各学校におけるキャリア教育の推進を支援します。

生徒がキャリアプランニングの視点を持ち、勤労観や職業観を養い、職業的自立に資する能力・態度を身につけるための、職場見学・職場体験等を含めた職業教育を、地域や産業界との連携を深めながら推進します。

児童生徒が勤労観や職業観を身につけるために、職場見学や職場実習等の体験的学習を積み重ねています。今後も、働くために必要な知識や技能を身につけるために、地域や企業と連携しながら職場実習に取り組んでいきます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
110	「介護の未来ナビゲーター」による情報発信等を通じた理解促進					
111	医療を支える人材育成に向けた「こころざし育成セミナー」の実施					
112	青年等の新規就農の促進					
113	県立農林環境専門職大学における、産業界等と連携した実学重視の教育の実践					
114	林業に関する出前講座や就業ガイダンス、インターンシップ等の実施					
115	HP、就業フェア等を活用した漁業高等学園の情報発信の強化、漁業高等学園における質の高い少人数教育の継続実施					
116	各研究所の見学や体験、研修等の実施					
117	子どもたちが地域を支える産業や仕事の魅力を現場で体験し学ぶ環境づくりの推進					
118	高校生ものづくりコンテストの開催支援（県ものづくり競技大会の開催）					
119	技能士がものづくり体験を指導する「WAZA チャレンジ教室」や技能マイスター出前講座の実施					
120	2021年4月に開校した県立工科短期大学校で時代の変化に合わせて高度化した教育・訓練を実施					
121	職場見学・職場体験等の促進					
122	「キャリアパスポート」の活用					

1.3.1.2 就労支援と若者の移住支援

学生や若者の県内企業への就職を支援するため本県の魅力を積極的に発信するとともに、県内企業と求職者のマッチングやきめ細かな就職相談など、学生等の県内就職や企業の採用活動等の支援に取り組みます。また、若者の移住支援について、相談体制などの充実をはかったり、高校中退者等に対する働きかけにより、正規雇用を中心とした就業に向けた取組を進めます。【労働雇用政策課、高校教育課】

「県内出身大学生のUターン就職率」は、静岡U・Iターン就職サポートセンターにおいて、静岡県内での就職を希望する学生の支援に取り組んでいるが、地元での就職を希望する学生は減少傾向にある。人材不足が顕在化する中、地方移住の関心の高まりを捉え、県内学生、本県出身の大学生等、移住を希望する首都圏等の社会人などの若者人材の呼び込みのための支援に取り組んでいます。切れ目のない支援を行うために、高等学校進路指導主事研修会等において地域若者サポートステーション等の周知を行います。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
123	静岡U・Iターンサポートセンターによる県内就職支援					
124	就職支援協定締結大学と連携したイベント実施					
125	本県の企業や地域の魅力の発信					
126	【再掲あり】しずおかジョブステーションの運営					
127	県移住相談センターでの移住と就職のワンストップ支援					
128	【再掲あり】高等学校生徒指導主事研修会における地域若者サポートステーション等の周知					
129	【再掲あり】地域若者サポートステーションの高校への出張相談の対応					

1.3.1.3 誰もがいきいきと働く環境づくり

ライフスタイルや就労環境の多様化に対応し、自分に合った働き方が選べるよう、多様で柔軟な職場環境づくりを支援します。【労働雇用政策課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
101	【再掲】アドバイザー派遣による職場環境づくりの支援					
130	経営者の意識改革を促すセミナーの開催					

1.3.2 社会形成への参画支援

1.3.2.1 意見表明の機会の確保と社会形成に参画する態度を育む教育の推進

子供・若者の意見表明の機会の確保を進め、民主政治や政治参加に関することなど、市民としての政治的教養を育むことで、公共における権利の正しい行使と義務の遂行により、子供・若者が社会の一員として社会形成に積極的に参画する意識や態度を高まるよう支援します。【教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課】

情報を届けたい相手に正しく届けるため、教育委員会ホームページやSNS媒体による発信を強化するとともに、Eジャーナル、動画等の他の媒体と組み合わせたメディアクロスによる広報戦略により子ども・若者への情報を発信します。

「地域社会等でボランティア活動に参加したことがある児童生徒の割合」については、新型コロナウイルス感染症予防のため、児童生徒がボランティア活動に参加する機会が大幅に減少したと考えられます。「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働できるよう、キャリア教育、総合的な学習の時間等を充実させるなど、地域から学ぼうとする機運を高めます。

国家及び社会の形成者として必要な政治や選挙への関心を高め、政治的教養を豊かにするための教育の充実を図ります。また、教育基本法等に定める学校の政治的中立を確保するとともに、関係法令を遵守した指導が行われなければならないことから、各学校における政治的教養の教育の充実を推進します。

対象学部・学年の生徒に選挙公報を配布することによって、政治に参加する意識を高め、より良い社会の実現に向けて考える機会を設けました。また、各校においては、生徒会選挙などを通じて、投票する等の具体的な行為で、社会の一員として積極的に参加することについて学ぶようにしています。今後とも、こうした取り組みを継続し、市民としての政治的教養を育むことに努めます。

中学生年齢の青少年が社会の一員としての自覚を高める契機にするとともに、青少年の健全育成に対する県民の理解と関心を深めるため、中学生が日常の生活の中で考えていることを広く県民に訴える大会「わたしの主張」を実施している。また、静岡県青少年問題協議会委員に若者代表の委員を選任し、静岡県子ども・若者計画の策定、進捗をはじめとした青少年施策に対して、御意見を反映させます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
130	教育委員会ホームページとSNS、Eジャーナル、動画等のメディアクロスによる子ども・若者への情報提供					
107	【再掲】政治的教養の教育の全体計画作成					
108	【再掲】選挙管理委員会と連携した出前講座や模擬投票の実施					
131	わたしの主張の推進					
132	審議会等への若者参加の推進					

1.3.2.2 ボランティア活動等による社会参画の推進

ボランティア活動等を通じて、子供・若者の市民性・社会性の獲得、地域社会への参画を支援します。また、将来に向けた安定的な献血者の確保に向け、引き続き、若年層を中心とした啓発活動を実施します。【地域福祉課、薬事課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
133	県社会福祉協議会が行う学校・地域等と連携した福祉教育の推進への支援					
134	県ボランティア協会が行う青少年ボランティア育成等への支援					
135	高校生を対象とした献血セミナーの実施					
94	【再掲】「防災教育推進のための連絡会議」の開催					
95	【再掲】児童生徒等の地域の防災訓練への参加促進					
84	【再掲】ふじのくにジュニア防災士養成講座の開催					
25	【再掲あり】青少年団体に対する活動支援（次代を担う青少年育成事業）					
26	【再掲】静岡県青少年育成会議による健全育成に係る県民運動推進事業					

基本方針2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

すべての子供・若者が社会で活躍することができるよう、誰一人取り残さずに、困難を有する子供・若者とその家族に対する支援を行うことを目指します。

2.1 重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実

数値目標（指標）

指標通番	項目と施策	指標	基準値 (計画策定時の最新値)	目標値 (2025(令和7)年(度)末)	掲載計画
(33)	2.1.1	市町職員等を対象にした研修会の参加人数	新規指標	毎年度 35人	—

2.1.1 重層的な支援ネットワークの構築

困難を有する子供・若者やその家族への支援を充実させるため、県が所管する協議体運営の活性化を図るとともに、市町での支援計画策定、協議体設置を支援します。【障害者政策課、こども家庭課、障害福祉課、社会教育課】

市町・地域自立支援協議会で対応が難しい専門的な課題について、県が設置する圏域自立支援協議会の専門部会で検討し技術的助言を行うなど、市町等の相談支援体制を支援します。

要保護児童対策地域協議会（調整機関）の運営・進行管理技術の向上を図るため、調整機関担当者を対象とした研修を実施するほか、児童相談所からの助言を行うとともに、市町におけるすべての子どもや家庭の相談に対応するための「子ども家庭総合支援拠点」の設置・運営を支援します。

身近な地域で継続したひきこもり支援を充実させるため、市町や支援団体等との連携を図るとともに、地域レベルでの支援体制を整備します。

庁内14課（教育・福祉・雇用・警察等）で構成する、静岡県子ども・若者支援ネットワーク会議を開催し、実効性のある支援体制の構築のため情報交換を行っています。また、市町職員・支援関係者等を対象とした、県主催の研修会の開催や内閣府主催の研修等について情報を提供していきます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
136	圏域自立支援協議会の運営					
137	市町要保護児童対策地域協議会の運営					
138	静岡県ひきこもり対策連絡協議会の運営					
139	【再掲あり】静岡県子ども・若者支援ネットワーク（子ども・若者支援地域協議会）の運営と機能強化					
140	市町職員・支援関係者等を対象とした研修等の情報発信					

2.1.2 アウトリーチの充実

子育ての孤立化を防ぐために、居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供等を行う乳児家庭全戸訪問事業や乳児家庭全戸訪問事業で把握した要支援児童に対して養

育に関する相談、指導、助言その他必要な援助を行う養育支援訪問事業を実施する市町に対して助成を行います。【地域福祉課、こども家庭課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	若くは青年期
141	乳幼児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施する市町への助成					

2.2 困難な状況ごとの支援

数値目標（指標）

指標番号	項目と施策	指標	基準値 (計画策定時の最新値)	目標値 (2025(令和7)年(度)末)	掲載計画
(34)	2.2.1.1	不登校等の課題を抱えていた児童生徒が適切な支援により、改善傾向に向かった割合	(2020年度) 高 46.1%	50%	教
(35)	2.2.1.1	「困難を有する子供・若者支援のための合同相談会」相談件数	(2021年度) 359件	950件	—
(36)	2.2.1.2	スクールソーシャルワーカーの対応児童生徒数	(2020年度) 小中 3,194人	小中 3,500人	—
(37)	2.2.1.3	生活保護世帯の子供の高等学校等進学率	(2020年度) 88.5%	98.6%	—
(38)	2.2.1.3	養育費の取決めをした人の割合	(2019年度) 65%	70%	総 ふ
(39)	2.2.1.4	ひとり親サポートセンターによる就職率	(2020年度) 39.8%	55.0%	総 ふ
(40)	2.2.2.1	特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画が作成されている人数の割合	(2018年度) 幼 91.1% 小 89.3% 中 94.2% 高 46.0%	幼 100% 小 100% 中 100% 高 75%	総 教
(41)	2.2.2.3	障害者働く幸せ創出センターの年間受発注仲介件数	(2020年度) 1,071件	1,200件	総
(42)	2.2.2.3	障害者雇用率	(2020年度) 2.19%	2.40%	総
(43)	2.2.3.3	虐待による死亡児童数	(2020年度) 0人	毎年度 0人	総
(44)	2.2.4	自殺による死亡者数	(2020年) 583人	500人未満	総
(45)	2.2.4	外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合	(2020年度) 小 90.9% 中 91.3% 高 89.5% 特 100%	小 75% 中 75% 高 90% 特 95%	教

2.2.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子供・若者の支援と子供の貧困問題への対応

2.2.1.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子供・若者の支援

ニート、ひきこもり、不登校等、困難を有する子供・若者その家族の相談支援に継続して取り組むとともに、支援を充実させるための、公的支援機関、民間支援団体、医療機関等との連携強化を図ります。また、高校中途退学者や進路未決定者の就学、就労に向けた支援に努めます。【障害福祉課、労働雇用政策課、義務教育課、高校教育課、社会教育課】

ひきこもり状態にある本人やその家族の相談支援を行うとともに、支援に携わる人材育成、各市町の支援体制構築の後方支援や、各市町や関係機関との連携強化を図ります。

就職活動に困難を有する求職者に対し、関係機関と連携しながら臨床心理士によるきめ細かなカウンセリングを実施し、支援に取り組みます。

市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議において、魅力ある学校づくり調査研究事業の取組・成果について共有するとともに、不登校対策関連施策についての協議・情報交換を行ってきました。本事業を継続し、各市町教委による魅力ある学校づくりの推進と不登校対策の支援に努めていきます。切れ目のない支援を行うために、高等学校進路指導主事研修会等において地域若者サポートステーション等の周知を図ります。

不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会を開催し、困難を有する青少年とその家族へ支援機会を提供していきます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
142	ひきこもり支援センターによる電話・来所相談等の実施					
143	「居場所」による社会参加に向けたプログラムの実施					
126	【再掲】しずおかジョブステーションの運営					
144	不登校未然防止に向けた小中連携推進					
145	市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議での研究成果の報告					
146	【再掲あり】定時制生徒支援、外国人生徒支援にかかる事業実施					
128	【再掲】高等学校生徒指導主事研修会における地域若者サポートステーション等の周知					
129	【再掲】地域若者サポートステーションの高校への出張相談の対応					
147	ふじのくにアイマップの作成・配布					
51	【再掲】不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会の開催					
148	青少年交流スペース「アンダンテ」の運営					
149	【再掲あり】高等学校卒業程度認定試験の実施					

2.2.1.2 教育の支援（学習機会の確保）

教育費の負担軽減、夜間中学の設置などにより、経済状況や生育歴にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子供・若者が質の高い教育を受けられる環境の実現を目指します。【こども家庭課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

生活困窮世帯の子どもは、高等学校や大学等の進学率が低い傾向にあるため、子どもの成長段階に即したきめ細かな学習支援や教育に係る経済的負担の軽減に取り組めます。

義務教育段階の学び直しのニーズがあっても、現状では、学習の機会を提供することができていま

せん。義務教育段階の学び直しが必要な人で、学校への就学を希望する人に対してその機会を提供することで、高等学校への進学機会や就労の選択肢を広げていく必要があります。スクールソーシャルワーカーの継続的な配置により、貧困等の状態にある児童生徒を発見し、関係機関との連携による支援につなげます。

学ぶ意欲と能力のあるすべての生徒が、質の高い教育を受けられるように、所得連動返還型奨学金制度、給付型奨学金など新たな奨学金制度の周知啓発を行います。

就学奨励費の支給等により、学校内での教育費の負担軽減や通学費用の補助等に取り組んでいます。今後も、教育現場における子供や家庭への支援により、経済状況や生育歴にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての児童生徒等が質の高い教育を受けられる環境の実現を目指していきます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
150	夜間中学の設置					
151	スクールソーシャルワーカーの配置による児童生徒が抱える問題の発見と対応					
152	所得連動返還型奨学金制度、給付型奨学金など新たな奨学金制度の周知啓発					

2.2.1.3 子供の貧困問題に対する生活の支援

保護者の就労状況や健康状態にかかわらず子育て家庭の生活を安定させるため、経済的支援制度の周知と着実な実施が必要です。ひとり親家庭の安定した収入の確保のため、経済的な支援を実施するとともに、養育費の取決めについて普及啓発し、養育費の確実な取得に向けた支援に取り組みます。【地域福祉課、こども家庭課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
153	生活困窮世帯の子供への学びの場の提供、放課後等学習支援の実施					
154	生活保護や児童扶養手当等の支給					
155	生活福祉資金など自立を図るための貸付制度の周知					

2.2.1.4 保護者等に対する就労の支援

保護者の就労支援のほか、育児と仕事が両立できる環境の整備に取り組む必要があります。ひとり親家庭の経済的自立に必要な安定した就業の確保のため、ひとり親サポートセンターにおいて、事業主の理解促進を図りながら求人開拓を行うとともに、関係機関が連携して就業支援に取り組みます。また、ひとり親の安定した就業に結びつく資格や技能の取得を支援します。【地域福祉課、こども家庭課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
156	生活困窮者、生活保護受給者への就労支援員による支援					
157	ハローワークとの連携による就労支援					
158	ひとり親サポートセンターによる就業支援					
159	高等職業訓練促進給付金等による就職に有利な資格取得支援					

2.2.2 障害等のある子供・若者の支援

2.2.2.1 特別支援教育の充実

障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害の特性に配慮した適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進します。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

新型コロナウイルスの影響により、特別支援教育に係る研修の開催方法を変更して実施しました。短時間でも担当者の知識や意欲が高まりました。そのため、特別支援教育における教員の専門性の向上を目指すという目的は来年度も継続していきます。通常学級に103人の支援員、多人数の児童生徒が在籍する自閉症・情緒障害学級及び知的障害学級を有する学校に74人の非常勤講師を配置しました。今後も支援員及び非常勤講師配置の維持拡充に努めます。

県立高校1校において自校通級、15校において巡回通級を実施しています。生徒の自立活動の支援を行っており、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行っています。通級による指導を定着させるとともに、コミュニケーションスキル向上を目指す活動への需要の高まりに対応していきます。

特別支援教育に関する「学齢部会」や「特別支援教育推進会議」等の場で、特別支援教育の理念や具体的な施策について義務教育課や高校教育課、教育事務所、総合教育センターで共通理解を図っています。今後とも、交流等の機会の充実に取組んだり、切れ目のない指導や支援が実施できるように特別支援学校がセンター的機能を発揮して共生・共育の推進に努めます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
160	特別な支援を必要とする児童生徒の個別的教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用					
161	小中学校への非常勤講師の配置					
162	高等学校における通級による指導の制度化に対応した取組の推進					
163	「交流籍」制度の周知・準備、「交流籍」を活用した交流及び共同学習の実施					
164	特別支援学校コーディネーター連絡協議会開催による、小・中学校及び高等学校に対するセンター的機能の拡充					
9	【再掲】団体等が実施する「合理的配慮の提供」の研修等への支援					

2.2.2.2 発達障害のある子供・若者の支援

身近な地域で早期療育に対応できる支援体制の充実を図るため、発達障害者支援センターによる相談支援や専門人材の養成に取り組みます。また、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携・協働による地域支援力の向上に取り組みます。【障害福祉課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
165	発達障害者支援センターによる専門的相談、助言の実施、地域連携					
166	開業医等を対象とした発達障害に関する専門講座、研修会の実施					
167	市町における児童発達支援センター(機能)の設置促進					

2.2.2.3 障害のある若者の就労支援

一般就労、福祉的就労と経済的自立の促進に向け、就労・生活両面のきめ細やかな相談支援、職業訓練、職場開拓と障害の特性に応じた仕事の創出、職場定着支援などを進めます。【障害者政策課、労働雇用政策課、職業能力開発課、特別支援教育課】

企業への一般就労を促進するため、就労と生活の両面からのきめ細かな相談と職場定着支援の充実を図ります。一般就労が困難な障害のある人の福祉的就労を促進するため、企業との連携や農業分野の職場開拓など、障害の特性に応じた仕事の創出を図ります。また、事業所等で働く障害のある人の経済的自立を支援するため、「ふじのくに福産品一人一品運動」の県民全体への展開等障害福祉サービス事業所等の収益拡大による工賃向上を進めます。

障害者雇用率は、順調に増加し、2020年6月1日現在、2.19%と過去最高を更新したものの、法定雇用率

2.3%には達していません。障害者雇用推進コーディネーターによる求人開拓からマッチングまでの一元的支援、ジョブコーチ等による職場定着支援を継続して実施すると共に、企業内ジョブコーチの育成・支援を強化していきます。

個々の就職希望に沿った事業主委託訓練、企業実習付き訓練、及び職場定着を図るため、新入社員等を対象とした在職者訓練を実施します。引き続き、個々の希望に応じた就職を実現するために、事業主委託訓練及び企業実習付き訓練を実施します。

障害者雇用を促進するために、就労促進専門員を拠点校に配置しました。特別支援学校高等部生徒の実習や雇用の受け入れ先を開拓するとともに、8地区で就労促進協議会を開催し、障害者雇用の理解啓発に努めています。今後とも、職場開拓を進め、一人一人の希望や適正に合った進路の実現に向けた取り組みを継続していきます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	若人青年期
168	「障害者就業・生活支援センター」による日常生活等の相談支援、就職希望者・雇用主に対する助言					
169	「障害者働く幸せ創出センター」による企業等との連携、職域拡大に向けた農福連携の推進					
170	ふじのくに福産品一人一品運動の地域への展開、県と市町が連携した官公需の発注拡大					
171	障害のある人のための求人開拓とマッチング支援					
172	障害のある人の相談窓口である就労相談員配置と職場定着の支援					
173	障害のある人の就職を支援するため、あしたか職業訓練校、県立工科短期大学等において職業訓練を実施					
174	各地区就業促進協議会の開催					
175	特別支援学校への就労促進専門員の配置					

2.2.2.4 慢性疾病を抱える児童等や難病患者、AYA世代のがん患者に対する教育的支援

慢性疾病を抱える児童等や難病患者、AYA世代がん患者等について、訪問教育による学習指導や自立支援等に取り組んでいます。オンラインでの学習など新たな学習の形態を取り入れながら、今後も継続して、学習指導や自立支援等に取り組んでいきます。【特別支援教育課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	若人青年期
176	訪問教育担当者連絡協議会を通じた、各校の授業実践などの取組の共有					

2.2.3 立ち直り支援と犯罪被害者支援、被害防止と保護

2.2.3.1 立ち直り支援

非行等の問題を抱えた少年等に対し、少年警察ボランティア、大学生サポーター等との連携による体験活動等への積極的な参加の呼びかけにより、少年の立ち直り支援を推進します。【少年課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポス青年期
177	【再掲あり】少年警察ボランティアとの協働による農業等の各種体験活動(スマイル・サークル・プロジェクト)の実施 6～19歳					
139	【再掲】静岡県子ども・若者支援ネットワーク(子ども・若者支援地域協議会)の運営と機能強化					
149	【再掲】高等学校卒業程度認定試験の実施					

2.2.3.2 犯罪被害者支援

犯罪被害者が必要とする支援を充実させるため、行政、警察、関係機関の連携を強化します。【くらし交通安全課、少年課】

犯罪被害者に対する無理解や被害の潜在化が懸念されるため、講演会等の開催や広報啓発に取組み、犯罪被害者への理解と配慮を増進するとともに、性暴力被害者への支援をワンストップで行う性暴力被害者支援センターSORAを運営します。

犯罪の被害等に遭った少年に対し、少年サポートセンター職員による面接や体験活動等により、精神的な打撃の軽減を図るための継続的な支援を行います。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポス青年期
178	犯罪被害者週間における講演会・キャンペーンの実施					
179	性暴力被害者支援センター設置(2018) 管理・運営(2019～)					
180	被害少年に対する継続的支援の推進 6～19歳					

2.2.3.3 児童虐待防止と社会的養護の推進

複雑で困難な児童虐待事例への対応力向上を図る研修の実施等により児童相談所の機能強化を図っています。社会的養護を必要とする児童に対しては、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託を進めるため児童家庭支援センターによる里親に対する包括的な支援を実施するほか、施設においても小規模ユニット化によるできる限り良好な家庭的環境を実現できるよう配慮しています。社会的養護を経験した児童の自立に向けては、社会的養護自立支援事業による生活相談や就労相談を行うとともに、大学等に進学する児童には、施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業により入所措置(延長)解除後も修学への支援を行います。【地域福祉課、こども家庭課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポス青年期
90	【再掲】民生委員・児童委員活動の支援					

181	児童虐待対応力を向上する研修の実施等による児童相談所の体制強化					
182	児童家庭支援センターへの里親支援業務の委託、施設の小規模ユニット化					
183	施設等を退所した児童の自立支援					
184	大学等修学支援の実施					

2.2.3.4 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

児童ポルノ、児童買春を始めとする性的搾取等事犯の取締りを強化します。特に、SNS に起因する子供の犯罪被害の防止のため、関係機関・団体等の連携による被害児童の早期発見・支援、広報啓発を推進します。また、行政、警察、関係機関の連携を強化し、犯罪被害者の精神的被害回復などの支援を充実させます。【くらし交通安全課、少年課】

子どもの犯罪被害を防止するため、見守り活動を推進するとともに、子ども自らが身を守る方法を学ぶ「子どもの体験型防犯講座」等の開催体制の強化を推進します。また、犯罪被害者に対する無理解や被害の潜在化が懸念されるため、講演会等の開催や広報啓発に取組み、犯罪被害者への理解と配慮を増進するとともに、性暴力被害者への支援をワンストップで行う性暴力被害者支援センターSORAを運営します。

子供の性被害根絶プログラムに基づき、被害実態の把握と取締りの強化、被害児童の早期発見・支援のほか、保護者等に対する性被害防止のための広報啓発活動を推進します。また、インターネット上に氾濫する違法・有害情報に対し、サイバーパトロールと併せて取締りを強化し、子供の犯罪被害防止を図ります。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
185	犯罪被害者週間における講演会・キャンペーンの実施					
186	性暴力被害者支援センター設置（2018）管理・運営（2019～）					
88	【再掲】子供の体験型防犯講座の講師養成					
100	【再掲】子供の性被害根絶プログラムの推進 6～19歳					
98	【再掲】サイバーパトロールの実施					

2.2.4 特に配慮が必要な子供・若者の支援

自殺対策とヤングケアラー問題について、官民の多様な主体が連携し、対策を進めます。また、外国人の子供の不就学実態の把握に基づき、市町教育委員会の就学案内活動を支援するとともに、市町、学校、経済団体及び企業等と協力して、外国人の子供の日本語習得、適応指導などを支援します。【障害福祉課、地域福祉課、こども家庭課、多文化共生課、私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

自殺の背景には、様々な要因が存在していることから、関係機関との連携を深めるとともに、総合的かつ効果的な自殺対策を進めます。特に、喫緊の課題となっている若年層対策に対応した相談体制の充実や、周囲の人が悩みを抱えている方のSOSのサインに気づき、適切な支援につなげられるよう、ゲートキーパーの養成を進めます。

家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」として支

援への取組が必要とされていることから、ケアサービスの実施主体である市町における支援体制の構築を支援していきます。

外国人の子どもの教育環境の充実に向けて、不就学を防ぐ取組を促進するとともに、経済団体、企業等と協力して子どもの日本語習得や放課後学習の支援等地域での居場所づくりを支援することができました。今後は、外国人児童生徒等が、その能力・意欲に応じて将来を見通した進路選択等が行えるよう、支援を更に充実します。

日本語指導コーディネーター・外国人児童生徒相談員等の派遣や研修会における周知等により、特別の教育課程の実施をしている児童生徒数が増えています。今後は、日本語指導コーディネーターや外国人児童生徒相談員等の派遣をさらに充実させ、引き続き、特別の教育課程の編成と着実な実施についての周知を図るなど、各学校や市町教育委員会への支援を行っていきます。

外国人生徒選抜を公立高校9校12科で実施するとともに、外国人生徒選抜実施校9校と外国人生徒が多い定時制の課程を設置する県立高校6校に対して、支援のための補習等に係る指導員の派遣を行っています。地域経済の担い手となるべく、日本語修得及び学習全般の支援等を行うとともに、卒業後の就労支援に結び付けていきます。

日本語の支援が必要な児童生徒及び保護者に対して支援員を派遣し、学校からの通知や職場実習等における通訳などのサポートに取り組んでいます。また、日本語の習得に向けて、児童生徒に対しては、個別の指導計画に基づき支援しています。今後も、外国籍の児童生徒が学ぶ機会を受けることができるように、市町教育委員会と連携して対応に努めます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	若くは青年期
187	自殺対策ネットワーク会議の開催による情報交換・事例紹介・グループワークの開催					
188	「こころの電話相談」の実施、「いのちの電話」の支援					
189	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間における街頭啓発、自殺予防講演会・心の悩み相談会の実施					
190	「若者こころの悩み相談窓口」等による相談対応の実施					
191	SNSやインターネットの検索連動広告等を活用した相談窓口の周知					
192	若年層を対象とした「こころのセルフケア講座」の実施					
193	県・市町・関係機関との連携によるゲートキーパー養成研修の開催					
194	民間団体等のゲートキーパー養成事業に対する支援					
195	企業の労務管理者を対象とした自殺防止対策等に関する研修の開催					
196	不就学実態調査の実施、多言語による就学案内資料の市町への提供					
197	外国人学校（ブラジル人学校高等部）に通う生徒に対して、正規雇用に向けた日本語教育、キャリア教育等の実施					
198	義務教育に準じる教育を行う私立外国人学校（各種学校）の運営費への助成					
199	外国人児童生徒相談員、外国人児童生徒スーパーバイザー等の任用・派遣					
200	初期日本語指導カリキュラムの活用					
201	高等学校入学者選抜における外国人生徒選抜の実施					
202	「外国人生徒支援事業」の実施					
146	【再掲】定時制生徒支援、外国人生徒支援にかかる事業実施					

基本方針3 夢の実現を目指す子供・若者の支援

学術・文化・スポーツなど様々な子供・若者の資質能力の育成による有徳の人づくりを目指します。

3.1 グローバル社会で活躍する人材の育成

数値目標（指標）

指標番号	項目と施策	指標	基準値 (計画策定時の最新値)	目標値 (2025(令和7)年(度)末)	掲載計画
(46)	3.1.2.1	地域日本語教育を通じて多文化共生の場づくりに取り組む市町数	(2020年度) 4市町	19市町	総
(47)	3.1.2.1	ふじのくにグローバル人材育成基金による海外交流者数	(2017～2020年度) 累計688人	(2022～2025年度) 累計1,000人	総 教
(48)	3.1.2.1	グローバルハイスクール指定校数	(2021年度) 3校	延べ21校	総 教
(49)	3.1.2.2	県内高等教育機関から海外への留学生数	(2019年度) 887人	1,000人	総 教
(50)	3.1.2.2	外国人留学生数	(2020.5.1) 3,939人	5,000人	総 教
(51)	3.1.3	環境保全活動を実践している若者世代の割合	(2021年度) 77.4%	78%	総
(52)	3.1.3	水の出前教室実施回数	(2021年度) 191	140	総 教
(53)	3.1.3	森づくり県民大作戦参加者数	(2020年度) 11,898人	毎年度 28,000人	総
(54)	3.1.3	森林環境教育指導者養成人数(養成講座修了者数)	(2020年度) 51人	150人	総
(55)	3.1.4	「自然科学やものづくりに関心がある」と答える生徒の割合	(2020年度) 56.1%	60%	—

3.1.1 地域についての学びの充実

地域を理解し、地域に貢献する人材を育成するため、自然、文化、産業などの地域の特色を生かした学習や地域を対象とする学習を推進します。【大学課、高校教育課】

地域に貢献できる人材を育成し、活躍の場を創出するため、産学官の連携を強化し、地域や社会の要請に応える学びの充実に取り組みます。

高校生の文化活動の健全な発展と資質の向上を目指すと共に、芸術文化活動の振興を図ります。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
203	ふじのくに地域・大学コンソーシアムによる地域学講座の提供					
22	【再掲】高等学校文化連盟と連携した高校生の文化活動の推進					
16	【再掲】富士山の日運動の推進					
17	【再掲】世界遺産富士山・蘆山反射炉に関する県民講座の実施					
21	【再掲】ふじのくに茶の都ミュージアム 小中学校等の施設利用や体験学習の積極的な受入					

3.1.2 国際交流と海外留学の促進

3.1.2.1 国際交流と外国語教育の充実

ポストコロナのグローバル化への対応と多文化共生意識のさらなる定着のため、児童生徒、学生、青年の国際交流や異文化理解のための取組を一層推進します。また、国際社会において、自らの意思を的確に表現し、コミュニケーションを図る能力を育成するための取組を進めます。【地域外交課、多文化共生課、私学振興課、教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課】

青少年の国際感覚を醸成し、本県の地域外交の中核を担う人材の育成につなげるため、青少年の活躍の場や海外との交流の機会の増加、促進に努めます。

国際交流員等による「世界の文化と暮らし出前教室」を開催し、子どもたちが他国の文化や習慣を知る機会を提供しました。今後も、日本人と外国人とがお互いに交流したり、異文化を学びあう機会を創出します。また、外国人住民が地域住民と関わる地域日本語教室を利用した多文化共生の場づくりを進めます。

追跡調査等を踏まえ、海外インターンシップ(普通科含む)等の気軽に参加できる派遣機会の拡充、生徒の海外体験意欲を後押しする教職員の海外派遣機会の拡大、グローバルハイスクール指定校を中心に、オンライン(海外連携校との交流等)と実際の海外渡航をミックスした国際交流の3つの方針の下で事業を計画し、2022年から4年間で1,000人の高校生、教職員の海外体験を促進します。

英語教育における小中の円滑な接続や教員の指導力向上、L E T S認定教員や英語専科指導教員、A L Tなど英語教育に携わる人材に応じた研修を実施しました。引き続き、各人に応じた研修の充実を図るとともに、各小中学校における外国語教育推進教員の育成を目指します。青年海外協力隊等の教職員への派遣について、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年(令和3)度春募集が中止、2021年度の派遣は未実施となりました。今後は、社会情勢に応じて派遣を勧めていきます。

学校の特色を生かした課題研究を中心に、海外の大学や研修機関等と連携してフィールドワーク等を実施する学校を指定し、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

A L T等を活用し、異文化理解や国際交流の機会を設けています。簡単なフレーズでの自己紹介や歌を歌ったり英単語を用いた簡単なゲームをしたりすることで、英語に親しめるように工夫しています。今後も、身近な英単語を話したり使ったりすることを通じて、国際感覚を育む指導に取り組めます。

新型コロナウイルス感染症の収束後、以前と同様の「浙江省交流」「静岡県交流」を安全に実施するために、関係機関と調整し計画していきます。2年間渡航による交流ができなかったことで広報活動が停滞していますが、多くの方に参加していただけるよう、安心して交流活動ができることを広報していきます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	若人青年期
204	本県の友好提携先などを中心とした青少年の交流の支援					
205	世界の文化と暮らし出前教室の開催やふじのくに多言語情報発信サポーターの活用					
206	地域住民が日本語教育の場に関わる地域日本語教室の設置を促進					
207	モンゴル国(ドルノゴビ県を含む)との高校生交流(派遣・受入)					

208	小学校の外国語教育に関する教員を対象とした校内研修の実施					
209	外国語活動及び外国語教育推進リーダーの育成・活用（2018～20）、効果検証（2021）					
210	青年海外協力隊、青年ボランティア等への教職員の派遣の推進					
211	グローバルハイスクール研究指定					
212	日中青年代表交流の実施					

3.1.2.2 海外留学と留学生受入の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により減少した海外からの留学生を増やすため、海外に留学する大学生や高校生を増やすとともに、外国人留学生の受入れを増やし、海外交流を促進します。

【大学課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
213	民間企業や各種団体などとの産学官の連携を強化し、県内大学生の海外留学を支援					
214	国内外の日本語学校等への情報発信の強化					
215	滞在サポートや交流支援、就職支援など、ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する留学生支援事業を支援					

3.1.3 ESDの推進

すべての子供・若者の環境問題に対する意識を高めるとともに、グローバルな課題の解決に貢献する人材育成に向け、現代社会における地球規模の課題を自分ごととして主体的に捉え、その解決に向けて考え行動する力を身に付けられるよう、ESD（持続可能な開発のための教育）を推進します。【環境政策課、廃棄物リサイクル課、自然保護課、水利用課、環境ふれあい課、義務教育課、特別支援教育課、総合教育センター】

環境に優しい生活を実施している県民の割合は8割超と高い水準で推移しているが、若者世代では相対的に低い割合となっている。若者世代を中心とした環境学習の機会を設けるとともに、学校や地域で環境学習ができるよう、指導者の確保・指導力向上に取り組む。また、企業やNPO等が行う環境教育の広がりを図るため、ネットワーク構築により、協働取組を促進します。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、富士山麓の周辺道路沿いにおける清掃活動は主催者と共催者のみで実施しています。同様に、富士山麓の貴重な生態系を保全する草原性植生保全活動や、外来植物の除去活動は、参加人数を縮小して実施します。富士山の環境負荷の軽減や豊かな自然環境の回復・保全のため、特に次世代を担う若年層のボランティア参加者数を増加させるよう、さまざまな広報媒体を用いて募集を強化し、清掃活動、植生の復元・保全活動、外来植物対策に取り組んでいきます。

持続可能な水循環社会の形成を図るためには、県民に健全な水循環の重要性に関する知識を普及・啓発し、理解と関心を深めることが必要です。次代を担う子どもを対象として、水の出前教室等の啓発活動に取り組めます。

自然環境や森林・林業への理解促進のため、自然と人をつなぐスキルを持つ人材（森林環境教育指導者）を育成するとともに、森林ESDプログラムの開発、普及を行います。

子供たちの環境問題に対する意識を高めるとともに、現代社会における地球規模の課題を自分ごととして主体的に捉え、その解決に向けて考え行動する力を身に付けられるよう、ESDを推進します。

節電や節水、ごみの分別やリサイクルなど具体的な活動を通じて、環境問題を主題にしながら持続可能な社会の実現に向けた諸課題について学ぶように工夫しています。今後も、各学校にE S Dに関するイベントや研修の案内を周知するなどして、E S Dの推進に取り組みます。

環境問題に照らして必要となる資質・能力を、各教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育成することを踏まえた内容の研修を実施することにより、環境学習の充実を図ります。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
216	環境学習フェスティバルの開催					
217	環境教育ネットワーク推進会議の開催					
218	子ども環境作文コンクールの開催					
219	SNS等を活用した情報発信					
220	食べきりやっだね！キャンペーン、使いきり実践チャレンジの実施					
221	ボランティア等との協働による富士山の清掃活動、植生の復元・保全等の実施					
222	水の作文コンクールの実施、小学生を対象とした「水の出前教室」の実施					
223	森づくり県民大作戦の実施					
224	森林環境教育指導者養成講座の開催					
225	年次別研修（教科別研修）の実施					

3.1.4 専門性を高める教育の充実

児童生徒のアントレプレナーシップ教育に向けた取組を進めます。また、理数系・STEAM教育を中心に専門的な知識技能のある教員を適切に配置したり、高等教育機関と連携した講座を開催したりするなど、生徒の文理の枠を超えた学術に対する関心を高め、専門性を高める教育を推進します。【教育政策課、高校教育課】

児童生徒へのアントレプレナーシップ教育や学校の課題解決に向け教員に対し、変化を恐れない積極性とリーダーシップ、社会の急速な変化に伴う教育課題を解決に導く資質能力を兼ね備えた教員を、アントレプレナーシップ式能力育成プログラム等により育成し、高校の魅力化を促進します。サイエンススクールにおいて、大学、研究施設との連携による研修や研究体験を実施することにより、本物に触れて最先端研究への関心を高めるとともに、小中学生を対象とした科学教室を実施することにより、学問の本質に気付き、伝え、教えることの楽しさを実感させる教育活動を実践します。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
226	新時代のリーダーとなる教員育成					
227	スーパーサイエンスハイスクールへの支援、サイエンススクールの取組を支援・普及「日本の次世代リーダー養成塾」への高校生の派遣					

3.2 スポーツと文化芸術活動の振興

数値目標（指標）

指標通番	項目と施策	指 標	基 準 値 (計画策定時の最新値)	目 標 値 (2025(令和7)年(度)末)	掲載 計画
(56)	3.2.1	アスリート等を派遣してのオリンピックへの参加人数	(2020年度) 222人	(2022～2025年度合計) 10,000人	—

3.2.1 競技者と芸術家の育成

将来有望な若手競技者や芸術家の発掘、支援を進めます。【文化政策課、スポーツ振興課】

アフターコロナの時代では、文化芸術の首都圏等への依存を減らし、県内のアーティストを育てる人材育成が求められます。象徴に県立劇団SPACを据えた「演劇の都」構想に基づき、次世代の演劇界で活躍する人材を育成するため、高校生を対象とした演劇アカデミーを開講します。東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの取組を継承して設立した「アーツカウンシルしずおか」において、地域課題に対応するアーティストや住民プロデューサー等の人材育成を行います。ジュニア世代の競技人口の減少や専門外の部活動を担当する教員の増加により、県内スポーツにおける競技力の低下が懸念されます。トップアスリート等を部活動等に派遣することで、ジュニア世代の競技人口増加や指導者の資質向上及び競技力向上を図ります。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポス青年期
228	SPAC演劇アカデミーの開講					
229	アーツカウンシルしずおかによる人材育成					
230	中学校部活動や競技団体強化事業への、オリンピックや実業団選手等のトップアスリートの派遣					

3.2.2 障害者のスポーツと文化芸術活動の振興

鑑賞、創造、発表の機会の拡大、確保を進め、障害者のスポーツ、文化芸術活動を促進します。【文化政策課、スポーツ振興課、特別支援教育課】

若者、高齢者、障害のある人、外国人など県内に住む多様な人々が文化芸術活動に参加する機会を充実する必要があります。障害のある人のニーズや多様な特性に応じた文化芸術活動を支援し、県民理解を促進するため、障害者芸術祭での作品の発表や触れる機会の充実、県障害者文化芸術活動支援センターみらーとにおいて支援人材の育成、情報提供の充実を図ります。

東京2020パラリンピックの本県開催を契機とし、静岡県障害者スポーツ大会（わかふじスポーツ大会）の開催やパラアスリートの活動費支援等の取組を通じて、障害者スポーツの更なる裾野拡大を図ります。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、多くの発表の場が取りやめになりましたが、スポーツ大会やスポーツ教室、文化芸術活動を開催することで、障害をもつ人の発表の機会を確保していきたいと

考えています。主催団体や参加者自身による感染予防に努めながら、開催できる活動については、各校に周知していきます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	若くは青年期
231	静岡県障害者芸術祭の開催					
232	関係団体と連携した障害のある人の文化芸術活動の支援					
233	パリ 2024 パラリンピックに向けたアスリート支援、その後の支援の継続					
234	静岡県障害者スポーツ大会（わかふじスポーツ大会）の開催					

基本方針4 子供・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

子供・若者の育成に携わる専門的人材、地域の大人など、育成を支える担い手の養成、それぞれの連携・協働による継続的な活動を支援します。

4.1 多様な担い手の養成・支援

数値目標（指標）

指標番号	項目と施策	指標	基準値 (計画策定時の最新値)	目標値 (2025(令和7)年(度)末)	掲載計画
(57)	4.1.1	養成した青少年指導者の延べ活動回数	(2020年度) 4,423回	4,800回	—
(58)	4.1.1	地域の青少年声掛け運動市町実施率	(2020年度末) 82.9%	100%	総
(59)	4.1.2	青少年ピアカウンセラー養成講座修了者数	(2021年度) 10人	毎年度 30人	—

4.1.1 指導者や協力者等の養成

青少年団体の活動支援や助成、青少年指導者の研修、級位認定等を通じて、健全育成に係る県民運動を推進するとともに、青少年の健全育成を支える民間協力者の確保・養成を図り、活動を支援します。【地域福祉課、社会教育課、少年課】

県が認定した青少年活動団体で活動した青少年指導者に級位（初級、中級、上級）を認定し、指導者の養成と確保を図るとともに、健全育成に係る県民運動推進団体には、事業の委託や団体が実施する事業への助成を行います。また、「地域の青少年声掛け運動参加者数」は、市町への研修会を通じた運動の周知と学校への参加呼びかけにより順調に増加し、市町独自の取組も見られるようになりました。本運動は、開始から20年以上が経過し、多くの参加者を集めたことから、今後は市町での活動を充実させ、県内全域における運動を継続的に推進していきます。少年警察ボランティア等と連携した街頭補導、立ち直り支援等を推進します。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
90	【再掲】民生委員・児童委員活動の支援					
235	地域に根ざした青少年指導者の級位認定取得の推進					
236	青少年活動団体が行う青少年リーダー育成への支援					
237	若者または若者団体の研修会への招聘及び社会的評価					
238	【再掲あり】地域の青少年声掛け運動の展開					
239	少年警察ボランティア等と連携した取組の推進					
8	【再掲】「声かけサポーター」の養成					
240	「障害者就業・生活支援センター」による日常生活等の相談支援、就職希望者・雇用主への助言					
23	【再掲】スポーツ人材バンクの利用による地域人材の活用促進					
241	【再掲あり】「しずおか寺子屋」の拡大					
242	【再掲あり】家庭教育支援基礎講座とフォローアップ研修の開催					
243	【再掲あり】家庭教育支援チームによる活動の推進					
25	【再掲】青少年団体に対する活動支援（次代を担う青少年育成事業）					
26	【再掲】静岡県青少年育成会議による健全育成に係る県民運動推進事業					

4.1.2 学生ボランティア、青年ボランティアによる相談・支援

年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアによる相談・支援（ピアサポート）を充実させます。【こども家庭課、疾病対策課、社会教育課、少年課】

思春期の男女が、一般的な健康や病気の相談のほか、性に関係することについても気軽に相談できるよう、助産師・保健師の専門相談員や同世代のカウンセラーが相談に応じる場を提供します。保健所において、中高生を対象とした思春期講座を開催し、正しい知識の普及を行うとともに、エイズピアカウンセラー養成講座を開催し、日常生活の中でエイズ等に関する正しい知識を普及していく中高生を養成します。

青少年が抱える多様な悩みに電話相談に応じる、青少年ピアカウンセラーを養成しています。養成されたピアカウンセラーは、思春期健康相談室等で継続して活動しています。

非行等の問題を抱えた少年等に対し、少年警察ボランティア、大学生サポーター等との連携による体験活動等への積極的な参加の呼びかけにより、少年の立ち直り支援を推進します。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
74	【再掲】思春期健康相談室「ピアーズ ポケット」の運営					
78	【再掲】中・高での思春期講座、エイズピアカウンセラー養成講座の開催					
244	青少年ピアカウンセラーの養成・活用					
241	【再掲】「しずおか寺子屋」の拡大					
177	【再掲】少年警察ボランティアとの協働による農業等の各種体験活動（スマイル・サークル・プロジェクト）の実施 6～19歳					

4.2 教員の資質能力の向上

数値目標（指標）

指標通番	項目と施策	指標	基準値 (計画策定時の最新値)	目標値 (2025(令和7)年度末)	掲載計画
(60)	4.2.1 4.2.2	「静岡県教員育成指標」を活用した教員の割合	(2020年度) 85.6%	100%	教
(61)	4.2.1	全国規模の学力調査で全国平均を上回る科目の割合	(2021年度) 小0% 中100%	小100% 中100%	総 教

4.2.1 授業力の向上

「静岡県教員育成指標」に則り、授業づくりに関わる力の向上を図ります。【教育政策課、義務教育課、特別支援教育課、総合教育センター】

2017(平成29)年に策定された「静岡県教員育成指標」は、静岡県教育振興基本計画の改定等を踏まえ、2022(令和4)年度に改訂しました。教員がキャリアステージに応じて求められる資質能力を確実に身に付けるため、学校における「静岡県教員育成指標」の活用を推進します。

全国学力・学習状況調査においては近年、小学校は全国の平均正答率程度を推移し、中学校は全国の平均正答率以上の結果を残しています。記述式の問題において平均正答率が低いこと、無答率が高い問題があることが課題です。全国学力・学習状況調査分析会において、調査問題に込められた授業改善へ方向性を把握するとともに、課題解決の方策を具体化して、市町教育委員会と共有したり学校に発信したりします。

各種研修会において、子どもの実態把握の仕方や教科別の指導法研修、特別支援教育についての専門性を高める研修などを推進しています。今後も、子どもの実態から3つの観点で目標を設定し、指導と評価の一体化の中で授業改善に取り組む授業づくりを推進していきます。

教員育成指標の各キャリアステージで求められる資質能力を踏まえた内容の研修を実施することで、授業力の向上を図ります。(小中)(特支)

子どもの発達を支える長期的な視点に立って、資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と学習評価の充実に取り組むことにより、授業力の向上を図ります。(高校)

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	不 ₁ 青年期
245	【再掲あり】教員の資質能力の向上に関する協議会の開催					
246	全国学力・学習状況調査分析会(国語・算数(数学)・理科)					
247	学力向上推進協議会・学力向上連絡協議会の開催					
248	教員対象研修の実施 推薦研修「主体的・対話的で深い学び」を支える授業研究(令和6年度まで)【再掲】(小中・高校・特支) / 高等学校定期訪問【再掲】(高校) / 教育課程研究集会【再掲】(高校) / 年次別研修(教科別研修)【再掲】(小中) / 各教科に関する希望研修【再掲】(小中) / 年次別研修(特支) / 特別支援教育に関する希望研修(特支)					

4.2.2 生徒指導力の向上

「静岡県教員育成指標」に則り、児童生徒理解を深め、健やかな成長を支援する力の向上を図ります。【教育政策課、特別支援教育課、総合教育センター】

2017（平成29）年に策定された「静岡県教員育成指標」は、静岡県教育振興基本計画の改定等を踏まえ、2022（令和4）年度に改訂しました。教員がキャリアステージに応じて求められる資質能力を確実に身に付けるため、学校における「静岡県教員育成指標」の活用を推進します。

教職員の実践力向上に向けて、年次別の研修やテーマ別研修などを実施し、児童生徒理解に基づく授業づくりや支援方法などについて研修する機会を設けています。今後も、特別支援教育の専門性を高める研修を通じて、児童生徒理解に基づく指導や健やかな成長を支援する力の向上に取り組めます。

教員育成指標で求められる資質能力を踏まえた内容の研修を実施することで、児童生徒理解を深め、課題解決的な指導だけでなく、予防的な指導や成長を促す指導につながる生徒指導力の向上を図ります。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
245	【再掲】教員の資質能力の向上に関する協議会の開催					
249	教員対象研修の実施 悉皆研修「生徒指導研究協議会」/ 推薦研修「生徒指導総合研修」					

基本方針5 子供・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備

子供・若者を取り巻く「場」が安全安心な成長の場であるよう、環境の整備と地域づくりを進めます。

5.1 地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実

数値目標（指標）

指標通番	項目と施策	指標	基準値 (計画策定時の最新値)	目標値 (2025(令和7)年(度)末)	掲載計画
(62)	5.1.1.1	家庭教育支援活動を実施した園・学校の割合	(2020年度) 73.0%	毎年度 90%	総教
(63)	5.1.2.2	小中学校における地域学校協働本部の整備率（政令市を除く）	(2020年度) 63%	85%	総教
(64)	5.1.3	保育所等待機児童数	(2021年度) 61人	0人	総

5.1.1 家庭教育支援

子供たちの非認知能力の醸成や生活習慣・学習習慣を定着させる場として、家庭教育の重要性は増しており、子育ての不安や悩みを身近に相談できる人や場が求められています。また、地域の子供は地域で育てるという気運を醸成し、家庭や地域における教育力をさらに高めていくことが必要です。子供たちの健やかな成長と保護者の家庭教育を支える体制整備を目指します。【社会教育課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
250	「家庭の日」の普及啓発					
242	【再掲】家庭教育支援基礎講座とフォローアップ研修の開催					
243	【再掲】家庭教育支援チームによる活動の推進					
251	県民生活課と連携による、家庭教育支援員等を通じた情報提供					
90	【再掲】民生委員・児童委員活動の支援					

5.1.2 地域づくりの推進と地域全体で子供を育む環境の整備

5.1.2.1 地域づくりの推進

人づくりをとおした地域づくりに重点をおき、青少年の健全育成をはじめとする顕著な取組を県民に広く共有するとともに、県民自らが行う人づくりの実践活動、賀茂地域の教育の振興を促進します。
【総合教育課、社会教育課、総合教育センター】

人づくり地域懇談会を通じて、人づくり推進員による家庭や地域における人づくりへの助言等を行うとともに、人づくり推進員の資質向上やオンライン方式の導入による参加者の利便性向上等に取り組み、県民の人づくり実践活動を促進します。

日ごろ地域で地道に優れた活動を展開し、地域に貢献している青少年団体等を顕彰し、広く一般に紹介することにより、その活動を奨励します。今後一層、県民の子供・若者の育成支援に対する理解を深め、様々な子供・若者育成支援活動への積極的な参加を促し、子供・若者育成支援県民運動の一層の充実と定着化を図るため、11月を「静岡県子供・若者育成支援強調月間」と定め、キャンペーン活動等を実施していきます。

賀茂地域教育振興センターと協力し、賀茂地区のニーズを把握し、年2回の研修を実施するとともに、リアルタイムWeb聴講を配信し、教職員の学びを支援していきます。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
252	人づくり地域懇談会の開催					
238	【再掲】地域の青少年声掛け運動の展開					
253	静岡県青少年育成会議による青少年の活動や青少年健全育成支援の顕彰					
254	静岡県青少年育成会議による「子供・若者育成支援推進強調月間」の実施					
255	賀茂地域教育振興センターにおける教育の充実の支援					

5.1.2.2 地域全体で子供を育む環境の整備

学校・家庭・地域との連携・協働による教育活動推進のため、地域学校協働活動を推進します。
【社会教育課、義務教育課】

教育を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、学校の中だけでは解決するのが難しく、地域でどのような子供を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民と学校が共有し、一体となって子供たちを育むことが求められています。学校と地域住民等が連携した学校運営や

活動の充実を図るとともに、子供たちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを進めていきます。

コミュニティ・スクールに関わる協議会を年間3回実施しています。また他市町の事例等を協議会等で紹介しています。未導入市町を対象に、導入に関わる市町訪問や出前講座を行っています。コミュニティ・スクールの未導入地域に対しての導入支援と、コミュニティ・スクールを導入後の市町に対して活用支援を行っています。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
256	すべての学校区において地域学校協働本部の設置を促進、活動支援					
257	地域学校協働活動推進員養成講座の開催					
258	地域と学校の連携・協働に関する研修の実施					
241	【再掲】「しずおか寺子屋」の拡大					
259	「放課後子供教室」の設置促進に向けた、体験活動等の支援					
260	地域における居場所・学びの場に関わる支援者を対象とした研修会の実施					
261	コミュニティ・スクール研究協議会の開催・研究と成果の発信					

5.1.3 子育て支援の充実

「子育ては尊い仕事」の理念のもと、子供や子育てを応援する活動に取り組む人を増加させ、子育てを応援する気運の醸成し、意識啓発を推進します。また、働きながら子育てがしやすい環境整備、保育・子育てサービスの充実を促進します。【こども未来課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
262	「ふじさんっこ応援隊」参加の促進・活動の拡充、県民への周知					
263	「しずおか子育て優待カード事業」協賛店舗の拡充、県民への周知					
264	経済団体と連携したイクボス養成講座等の開催					
265	保育所、認定こども園、放課後児童クラブの整備等の促進					
266	「地域子ども・子育て支援事業」の円滑な実施促進					
267	放課後児童クラブの円滑な実施促進					
28	【再掲】老人クラブと連携した世代間交流の促進					

5.2 良好な社会環境の整備

数値目標（指標）

指標通番	項目と施策	指標	基準値 (計画策定時の最新値)	目標値 (2025(令和7)年(度)末)	掲載計画
(65)	5.2.2.1	ケータイ・スマホルールアドバイザーによる伝達人数	(2020年度) 9,679人	毎年度 18,000人	総教
(66)	5.2.2.2	依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	(2018～2021年度) 累計 258人	(2022～2025) 累計 316人	総

5.2.1 社会環境の整備

市町や関係機関・団体と連携し、条例に基づく立入調査を行ったほか、静岡県青少年環境整備審議会を開催し、優良図書類の推奨や有害図書の指定を進め、良好な環境の整備を行いました。スマートフォン等の急速な普及やインターネット利用の低年齢化など、青少年を取り巻くインターネット環境の変化に対応するため、引き続き有害情報への対策を進めるとともに、関係機関・団体と連携し、青少年の健全育成に取り組みます。【社会教育課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
268	携帯電話等による有害情報の閲覧防止措置の推進					
269	青少年を保護する立場にある成人を対象とした研修の開催					
270	学校警察地域連絡協議会の開催					
271	優良図書類の推奨や有害図書の指定					
272	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の適切な運用（及び有害図書類の指定）					
273	関係機関と連携した広報啓発活動及び少年補導の推進					

5.2.2 ネット依存や依存症等への対応

5.2.2.1 ネット依存への対応

教育のICT化が進む中、官民連携の体制のもと、正しく安全なネット利用の促進を図るとともに、Webシステムを活用した個人の状況把握から多様な対応につなげ、本県ならではのネット依存対策に取り組みます。【障害福祉課、社会教育課】

WHO（世界保健機関）により「ゲーム障害」が精神疾患として採択されたことを踏まえ、ゲーム障害・ネット依存傾向のある本人の家族、教育関係者及び県民に対するワークショップを実施します。また、「ゲーム障害」の疑いがある本人に対して、依存症専門医療機関と連携し、本人とその家族を対象とする回復を目指すためのプログラムを実施し、医療的な支援を行います。

子供たちのスマートフォンの所持率の上昇や、ネット利用の低年齢化が進み、子供たちのメディア接触時間の増加が懸念されることから、正しく安全なネット利用の促進を図るため、家庭でのルールづくりを普及を目的としたワークシートを配布する他、各種講座や講演会を実施します。

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
274	ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップの開催					
275	ゲーム障害・ネット依存回復支援プログラムの開催					
276	「親子で話そう！！わが家のケータイ・スマホルール」ワークシートの作成・配布					
277	「ケータイ・スマホルール」アドバイザーの養成・活用・フォローアップ					
278	「小中学校ネット安全・安心講座」の推進					
279	「ネット依存対策推進事業企画運営会議」、「ネット安全・安心協議会」の企画・運営					

280	「静岡県ネット依存度判定システム」の利用促進					
281	自然体験回復プログラム「つながりキャンプ」の実施					
282	ネット依存対策講演会の開催					
283	「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」におけるネット依存対策ブースの設置					

5.2.2.2 依存症等への対応

アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症等に対して、関係機関による包括的な連携協力体制を構築するとともに、依存症患者が適切な医療・相談を受けられるよう、医療従事者、相談支援者の育成を進めます。依存症患者やその家族からの相談に対応するとともに、依存症からの回復のための支援を進めます。依存症に関する正しい知識の普及啓発活動と行うとともに、依存症患者や家族への支援を進めます。【障害福祉課】

主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
284	静岡県依存症対策連絡協議会の開催					
285	医療従事者向け研修の開催					